

埼玉県青少年健全育成・支援プラン  
(令和5年度～令和9年度)

彩の国  埼玉県

# 目 次

第1章 基本的な考え方 .....	3
1 策定の趣旨 .....	3
2 位置付け .....	3
3 期間 .....	4
4 対象者 .....	4
5 本プランの推進体制 .....	4
第2章 子供・若者を取り巻く環境と課題 .....	6
1 社会の状況 .....	6
2 子供・若者の意識と取り巻く状況 .....	14
3 子供・若者をめぐる課題 .....	26
第3章 基本理念と基本目標 .....	41
1 基本理念 .....	41
2 基本目標 .....	41
第4章 本プランの体系 .....	44
第5章 施策の展開 .....	46
基本目標Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな育成と自立支援 .....	46
基本目標Ⅱ 困難を有する子供・若者への支援 .....	56
基本目標Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備 .....	68
資料編 .....	76
1 埼玉県青少年健全育成・支援プランにおける指標 .....	76
2 埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年条例第28号） .....	79
3 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号） .....	103

# 第1章 基本的な考え方

## 1 策定の趣旨

本県では、平成30年（2018年）3月に「埼玉県青少年健全育成・支援プラン（平成30年度～令和4年度）」を策定し、様々な取組を行ってきました。

この間、情報化、国際化、少子高齢化が更に進行し、気候危機をはじめとする地球的課題の解決が急務となるなど、子供・若者を取り巻く環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症の流行は、子供・若者やその家族にも大きな影響を与えています。

また、若年無業者（ニート）<sup>1</sup>やひきこもり<sup>2</sup>、いじめ<sup>3</sup>や不登校<sup>4</sup>、貧困、非行などの様々な困難を有する子供・若者の問題は、依然として深刻な状況です。孤独・孤立やヤングケアラー<sup>5</sup>の問題の顕在化、性の多様性<sup>6</sup>への意識の高まりなど、新たな課題への取組も求められます。

次代を担う子供・若者の健やかな成長は、全ての県民の願いであるとともに責任です。子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持って健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう、地域全体で支えていくことが重要です。

そこで、社会総掛かりで子供・若者の健やかな成長に向けた取組が一層推進されるよう、「埼玉県青少年健全育成・支援プラン（令和5年度～令和9年度）」（以下「本プラン」という。）を策定します。

## 2 位置付け

(1) 埼玉県青少年健全育成条例第4条に基づき、青少年の健全な育成に関する総合的な計画として策定します。

<sup>1</sup> 15～34歳の非労働力人口（就業者と完全失業者以外の者）のうち、家事も通学もしていない者。

<sup>2</sup> 自宅又は自室に長期間閉じこもり、他人又は社会とのかかわりを回避している状態。

<sup>3</sup> 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

<sup>4</sup> 該当年度間に30日以上登校しなかった者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者。（ただし「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）

<sup>5</sup> 高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている者の中で18歳未満の者。

<sup>6</sup> 性的指向及び性自認の多様性。

- (2) 本県の総合計画である「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」を具体的に推進する分野別計画として位置付けます。
- (3) 子ども・若者育成支援推進法第8条に基づく「子ども・若者育成支援推進大綱<sup>7</sup>」を勘案し、同法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」としても位置付けます。

### **3 期間**

本プランの期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

### **4 対象者**

本プランの対象者は、おおむね30歳未満とします。

ただし、最近の社会情勢や子ども・若者育成支援推進法の趣旨も鑑み、施策によっては、社会生活を円滑に営む上で困難を有する30歳代も対象とします。

また、本プランでは「子供・若者」という用語を使用していますが、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童」「生徒」「少年」「子供」「若者」「青少年」等の用語を併用します。

### **5 本プランの推進体制**

本プランを推進するため、県内市町村や関係機関、団体等との連携を図るとともに、庁内の関係課所で構成する埼玉県青少年健全育成推進会議を中心に、個別の施策の実施やその進行管理を行います。

施策の進捗状況については、毎年、各施策の実績や指標の達成状況の把握を行い、県民に対して施策の進捗状況を広く公表するとともに、埼玉県青少年健全育成審議会に報告し、意見を求めます。

これを踏まえ、必要に応じて施策の見直し等を行い、施策の改善・充実を図るPDCAサイクルを回すことにより、本プランを着実に推進します。

---

<sup>7</sup> 子ども・若者育成支援推進法第8条第1項の規定により、子ども・若者育成支援推進本部が作成した、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱。

◆参考 各種法令等による子供・若者の呼称及び年齢区分

法令等の名称	呼称	年齢区分	法令等の名称	呼称	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者。ただし、特定少年（18歳以上の少年）については、保護事件の特例、刑事事件の特例、記事等の掲載の禁止の特例が定められている。	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律	二十歳未満ノ者	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）	児童	18歳未満の者
児童福祉法	児童	18歳未満の者	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）	青少年	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者	子供・若者育成支援推進大綱	子供	乳幼児期、学童期及び思春期の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者			
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者			
学齢児童（小学校）	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	若者			
学校教育法	学齢生徒（中学校）	小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	青少年	乳幼児期から青年期までの者	
	未成年者	18歳未満の者	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者	
民法	婚姻適齢	18歳	学童期	小学生の者	
	年少者	18歳未満の者	思春期	中学生からおおむね18歳までの者	
労働基準法	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者	青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者	
	二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律	二十歳未満ノ者	ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者	
			埼玉県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者

## 第2章 子供・若者を取り巻く環境と課題

### 1 社会の状況

#### (1) 人口減少・少子高齢化

我が国の人口は、国勢調査が開始された大正9年（1920年）から平成22年（2010年）まで増加を続けましたが、平成27年（2015年）には減少に転じ、人口減少社会に突入しました。

本県の人口は、国勢調査の開始から令和2年（2020年）まで一貫して増加してきました。近年の人口変動の状況は、平成24年（2012年）に死亡者数が出生者数を上回る自然減に転じましたが、転入者が転出者を上回る社会増の影響で人口は緩やかな増加を続けました。

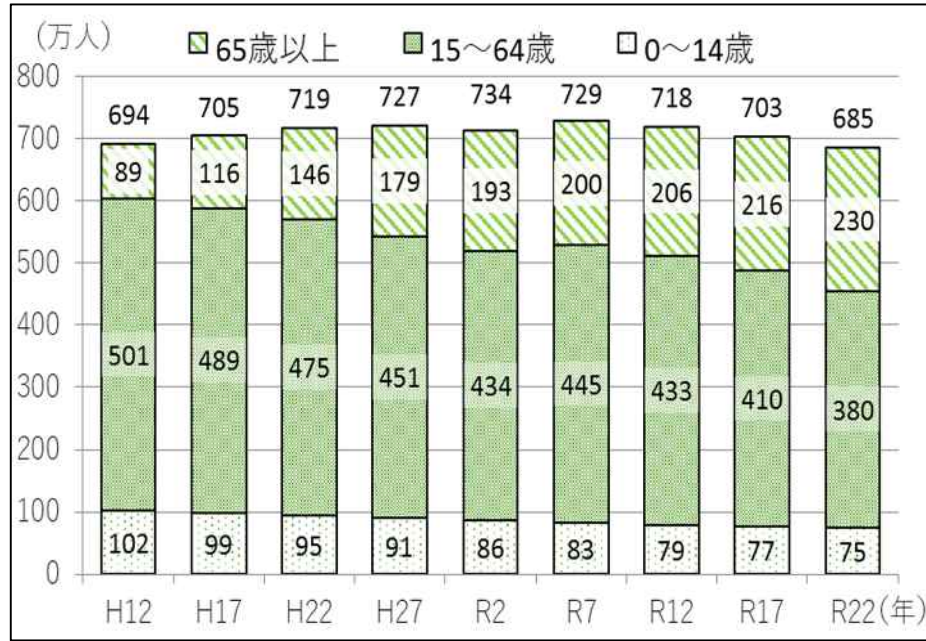
しかし、令和3年（2021年）10月時点の人口推計で、自然減が社会増を上回り、初めて人口減少に転じています。

今後も人口減少の傾向は続き、令和12年（2030年）には約720万人となり、令和22年（2040年）には700万人を下回ることが予想されます。

また、本県の65歳以上の高齢者は、令和12年（2030年）には約206万人、令和22年（2040年）には約230万人まで増加し、県民の3人に1人が高齢者となる見込みです。

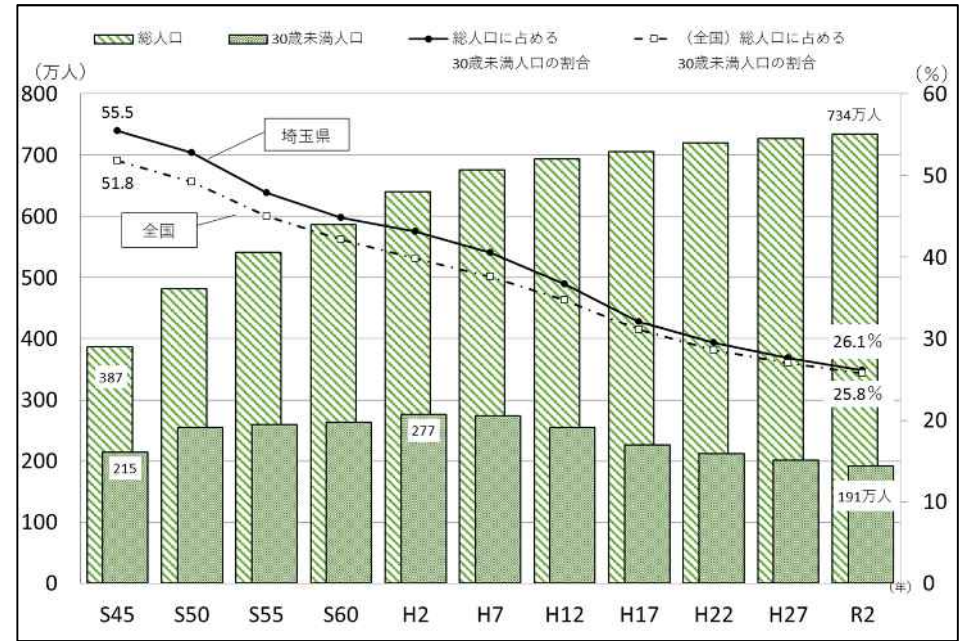
一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年（2000年）の約501万人をピークに減少が続き、令和12年（2030年）には約433万人、令和22年（2040年）には約380万人まで減少する見通しです。本県の人口に占める生産年齢人口の割合が約55%まで低下し、現役世代1人が高齢者1人を支える「肩車型社会」に迫ることが予測されています。

(図表 1) 本県の将来人口の見通し (年齢 3 区分別)



出典：令和 2 年までは国勢調査（総務省）、令和 7 年以降は埼玉県推計  
 (国勢調査の人口総数には、年齢「不詳」を含むため、年齢 3 区分別人口の合計とは一致しない。なお、端数処理の関係で年齢 3 区分の合計と人口総数が一致しない場合もある。)

(図表 2) 本県の総人口及び 30 歳未満人口の推移



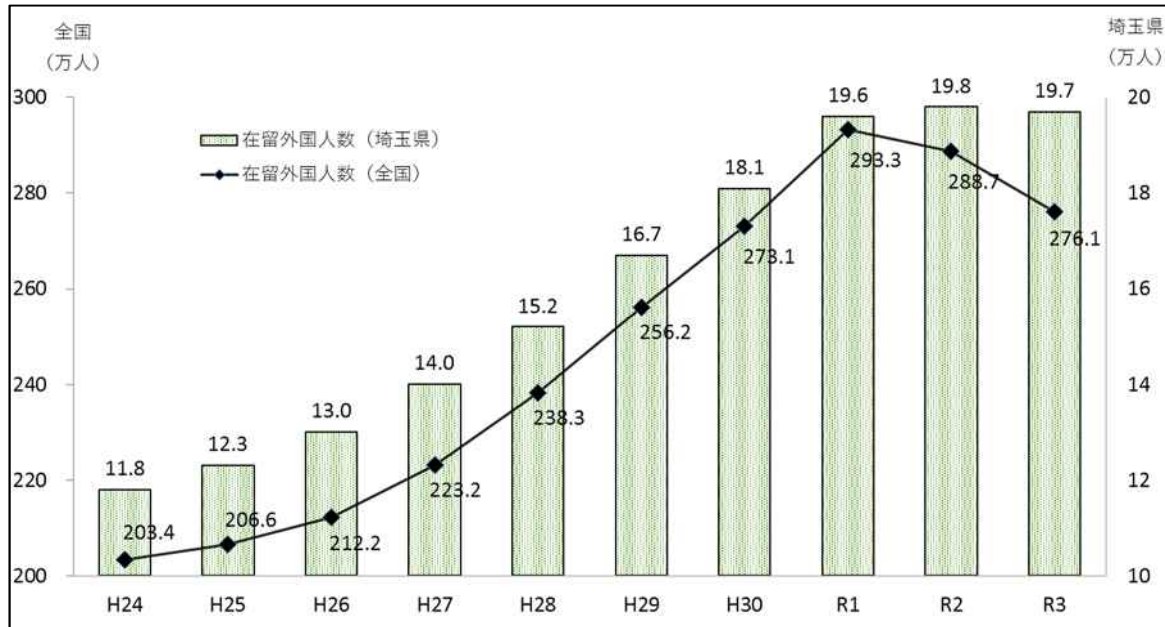
出典：国勢調査（総務省）

## (2) グローバル化の進展

本県における令和3年末（2021年末）の在留外国人数は、約19万7,000人となり、県人口に占める割合は約2.7%となっています。

グローバル化や生産年齢人口の減少等に伴い、外国人労働者やその家族である子供・若者等が増加しており、その就業や生活への支援、職域や生活の場における共生、協働等が課題となっています。

(図表3) 本県の在留外国人数（各年12月末時点）



出典：在留外国人統計（出入国在留管理庁）



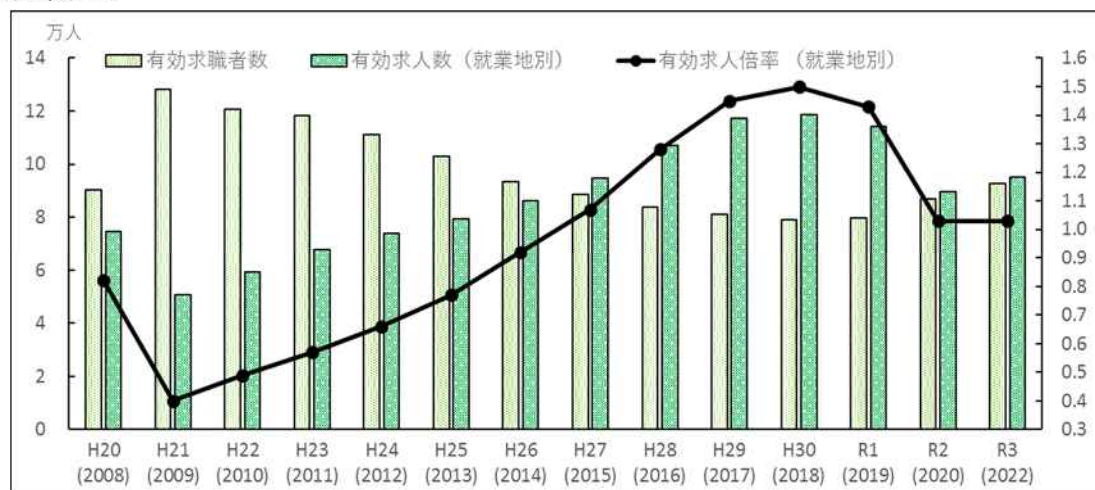
### (3) 雇用情勢の変化

本県の有効求人倍率は、平成20年(2008年)に発生したリーマンショック<sup>8</sup>後から平成30年度(2018年度)にかけて上昇を続け、雇用情勢は着実に改善が進んでいました。

しかし、令和2年(2020年)に入ると新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動は停滞し、県内の有効求人倍率は低下するとともに、完全失業率<sup>9</sup>は上昇し、完全失業者数も増加しました。こうした中、全国より高いものの下降傾向にあった県内の大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合も、上昇しました。

このほか、若者の就業をめぐるっては、不本意ながら非正規雇用者でいる者や長期間就業等をしていない者の存在などの課題もあることから、安心・納得して働き、その意欲や能力を存分に発揮できるようにするための取組が求められています。

(図表4) 本県の求人・求職及び求人倍率の推移

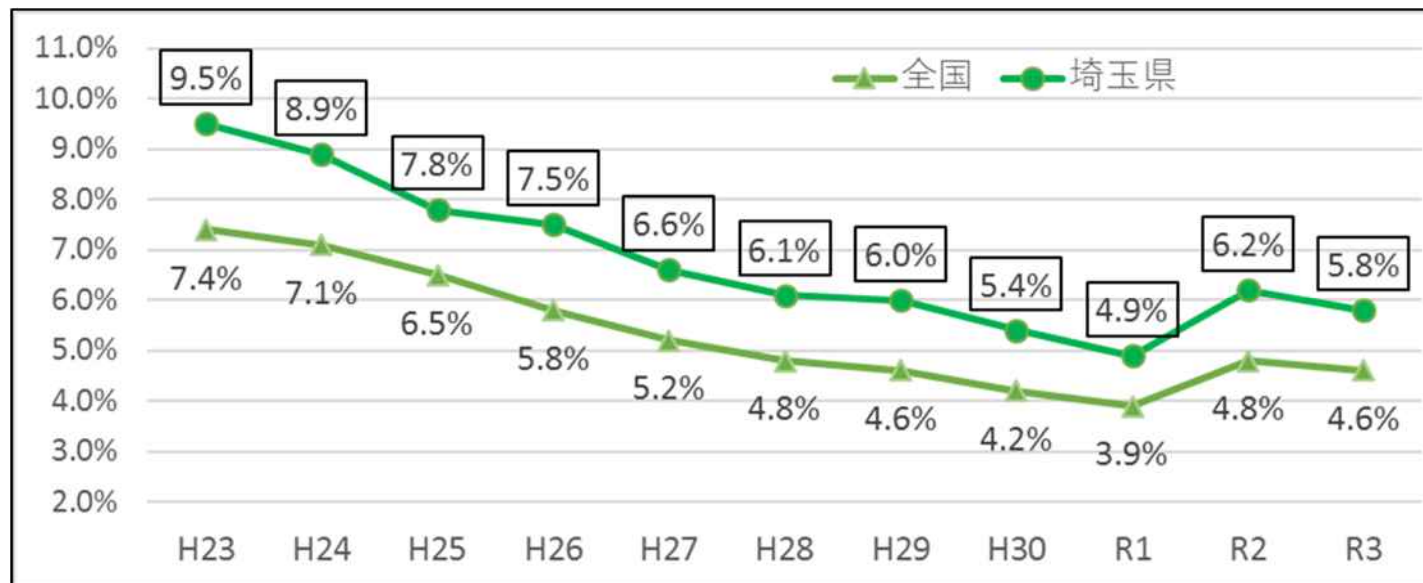


出典：求人・求職及び求人倍率の推移（埼玉労働局）

<sup>8</sup> 平成20年(2008年)9月に起きたアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマン・ブラザーズの破綻後、世界各国の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、世界的な金融不安が深刻化した。

<sup>9</sup> 総務省の労働力調査による、15歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた労働力人口に占める完全失業者の割合。完全失業者とは、次の3つの条件を満たす者をいう。①仕事がなく調査期間中に全く仕事をしなかった(就業者でない)②仕事があればすぐに就くことができる③調査期間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた(過去の求職活動の結果を待っている場合を含む)

(図表5) 本県の大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合



出典：学校基本調査

#### (4) 生命・安全の危機

令和3年(2021年)の15歳から39歳までの死因の第1位を占め、コロナ禍<sup>10</sup>の影響も懸念される自殺は極めて重大な問題です。

激甚災害や感染症が発生するとともに、児童虐待、性被害等の事件、事故が日々報道されており、いつ、どこにいても生命・安全の危機に直面しうる状況の中、子供・若者の生命・安全確保の徹底に向けた取組が求められています。

<sup>10</sup> 新型コロナウイルス感染症が招いた災難や危機的状況。

(図表6) 本県の死因順位別・年齢階級別死亡数(令和3年(2021年))

(単位:人)

年齢階級	1位		2位		3位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
15～19歳	自殺	38	悪性新生物	6	不慮の事故	6
20～24歳	自殺	87	不慮の事故	13	悪性新生物	11
25～29歳	自殺	60	悪性新生物	9	不慮の事故	9
30～34歳	自殺	58	悪性新生物	34	心疾患 (高血圧性を除く)	15
35～39歳	自殺	64	悪性新生物	53	心疾患 (高血圧性を除く)	21
40～44歳	悪性新生物	125	自殺	91	心疾患 (高血圧性を除く)	61
45～49歳	悪性新生物	306	心疾患 (高血圧性を除く)	134	自殺	103

出典:人口動態統計(厚生労働省)

### (5) 孤独・孤立の顕在化

核家族化や地域のつながりの希薄化、更にはコロナ禍の影響等により、子供・若者についても孤独・孤立の問題の顕在化が指摘されています。

孤独・孤立に関して子供・若者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様です。

自殺やひきこもり等、様々な社会問題に共通する背景として、孤独・孤立の問題が指摘されており、この点を念頭においた適切な対応が求められます。

## (6) 誰一人取り残すことのない社会づくり

SDGs<sup>11</sup>（持続可能な開発目標）は、2030年（令和12年）までに、誰一人取り残すことのない持続可能な世界を目指す国際目標です。17のゴールはいずれも、未来を生きる子供・若者に深く関係し、子供・若者自身もSDGs推進の担い手としても期待されることから、各ゴールを意識した施策の推進が求められます。

また、長期化するコロナ禍の影響などにより、家庭間における学力や健康等に係る格差の拡大が懸念されています。家庭の社会的・経済的背景にかかわらず、子供・若者が、質の高い教育や医療等を受けつつ心身ともに健やかに成長できるよう取り組んでいくことが求められています。

## (7) 多様性と包摂性のある社会の形成

人々の意識や興味・関心、生き方・働き方等が多様化し、グローバル化が進展する一方で、「みんなと同じでなくてはならない」という同調圧力が社会に根強く存在していることから、様々な生きづらさや息苦しさを生じさせているとの指摘もあります。

LGBTQ<sup>12</sup>（性的マイノリティ<sup>13</sup>を表す総称として表記）や外国人に対する偏見や差別などの人権問題が生じており、思想・信条、人種、国籍、性別、性的指向<sup>14</sup>・性自認<sup>15</sup>、心身の状況等、個々の違いを認め、尊重しつつ協働していくこと、つまり、多様性と包摂性ある社会の形成に向け、子供・若者期からの取組が求められています。

---

<sup>11</sup> Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

<sup>12</sup> レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、クエスチョニング（性のあり方を決めていない、決められない等の人）など、性的マイノリティを表す総称の一つ。

<sup>13</sup> 同性愛者・両性愛者・出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。

<sup>14</sup> 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向。

<sup>15</sup> 自己の性別についての認識。

## (8) リアルな体験とデジタルトランスフォーメーション（DX）<sup>16</sup>の両面展開

急速なスマートフォンの普及、新たなコンテンツ・サービスの出現、教育の情報化等により、子供・若者にとって情報通信環境（インターネット空間）の存在はより大きなものとなっています。

インターネットを活用することで、地理的・時間的・経済的制約や心身の障害等を乗り越え、必要な知識やスキルを身に付けたり、世界の人々とコミュニケーションをとったりすることが容易となります。特に、外出自粛を余儀なくされたコロナ禍では、インターネット利用の利点が強く認識されました。

このような中、社会全体において、デジタル技術の徹底的な活用やデジタルインフラなどの戦略的な構築を進め、そこに新しい価値を生み出す変革、すなわちデジタルトランスフォーメーション（DX）が求められています。

子供・若者育成支援においても、デジタル技術やデータの活用を図り、多様化・複雑化する子供・若者の個々の状況に応じた、きめ細やかな支援につなげていくとともに、リアルな体験を併せて充実し、リアルとバーチャルの両面を最適な形に組み合わせ、次代を担う子供・若者をバランスよく育成していくことが求められます。

## (9) 成年年齢引下げ等への円滑な対応

平成27年（2015年）には選挙権年齢が18歳へと引き下げられ、令和4年（2022年）には、成年年齢が18歳へと引き下げられました。

これらの制度改正によって期待される自立した活動の促進等の効果を最大限にし、消費者被害の発生等の懸念される影響を最小限にとどめられるよう、広報啓発や家庭、学校、地域における教育等、円滑な対応が求められます。

---

<sup>16</sup> デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

## 2 子供・若者の意識と取り巻く状況

### (1) 家庭について

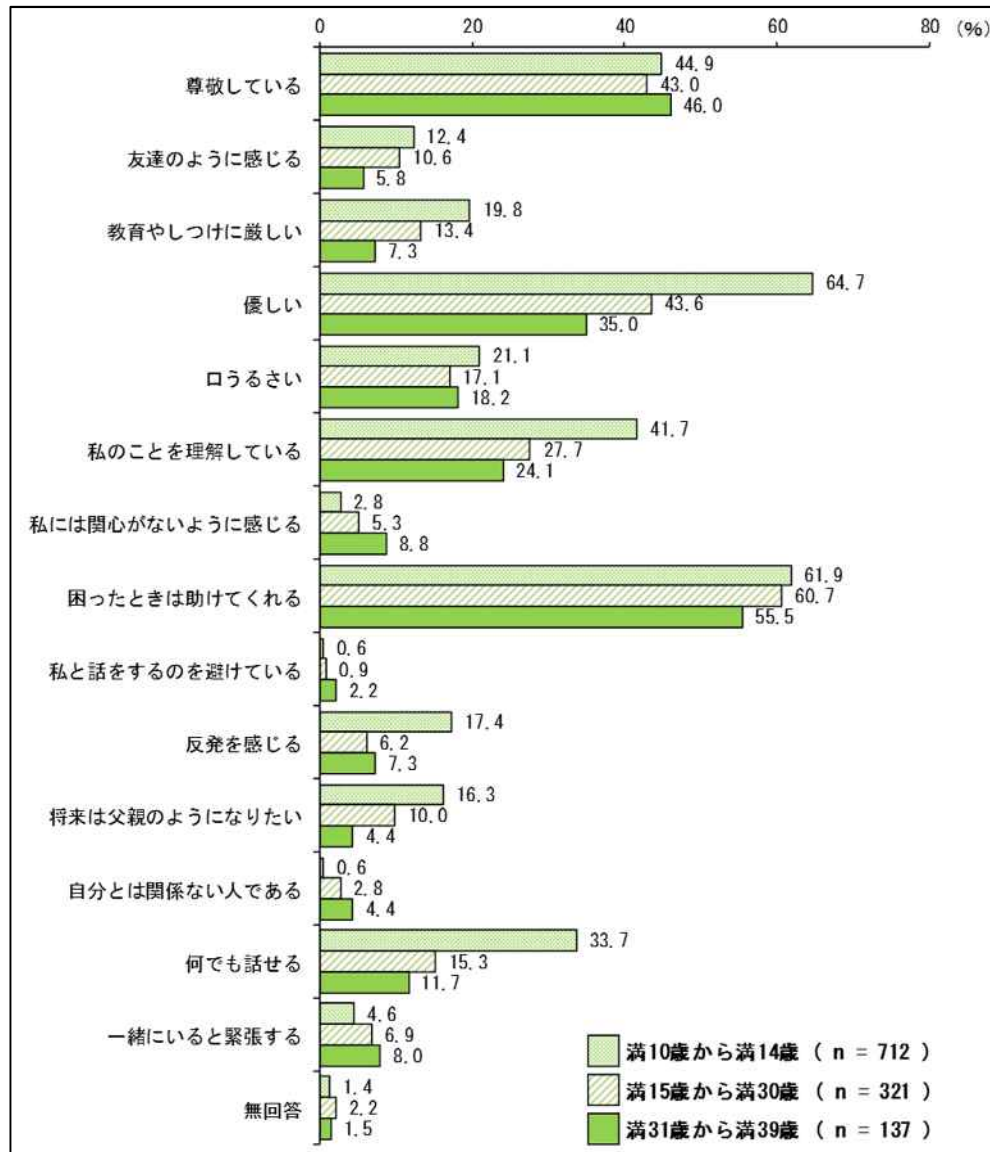
令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、「父親」や「母親」に対して感じていることについて、いずれの年齢でも「困ったときは助けてくれる」及び「尊敬している」が高く、かつ年齢間の差が小さくなっています。

「父親」と「母親」に対して感じていることを比較すると、全体的に「母親」に対しての感じの方が高くなっており、特に「私のことを理解している」「困ったときは助けてくれる」「何でも話せる」については顕著な傾向がありました。

成長途上にある子供・若者にとって、家庭は、文字どおり「ホームグラウンド」であり、家庭の役割は極めて大きいものがあります。家庭は、子供・若者を育む基盤であり、父母その他の保護者（以下「父母等」という。）は、子育て・教育に第一義的責任があります。

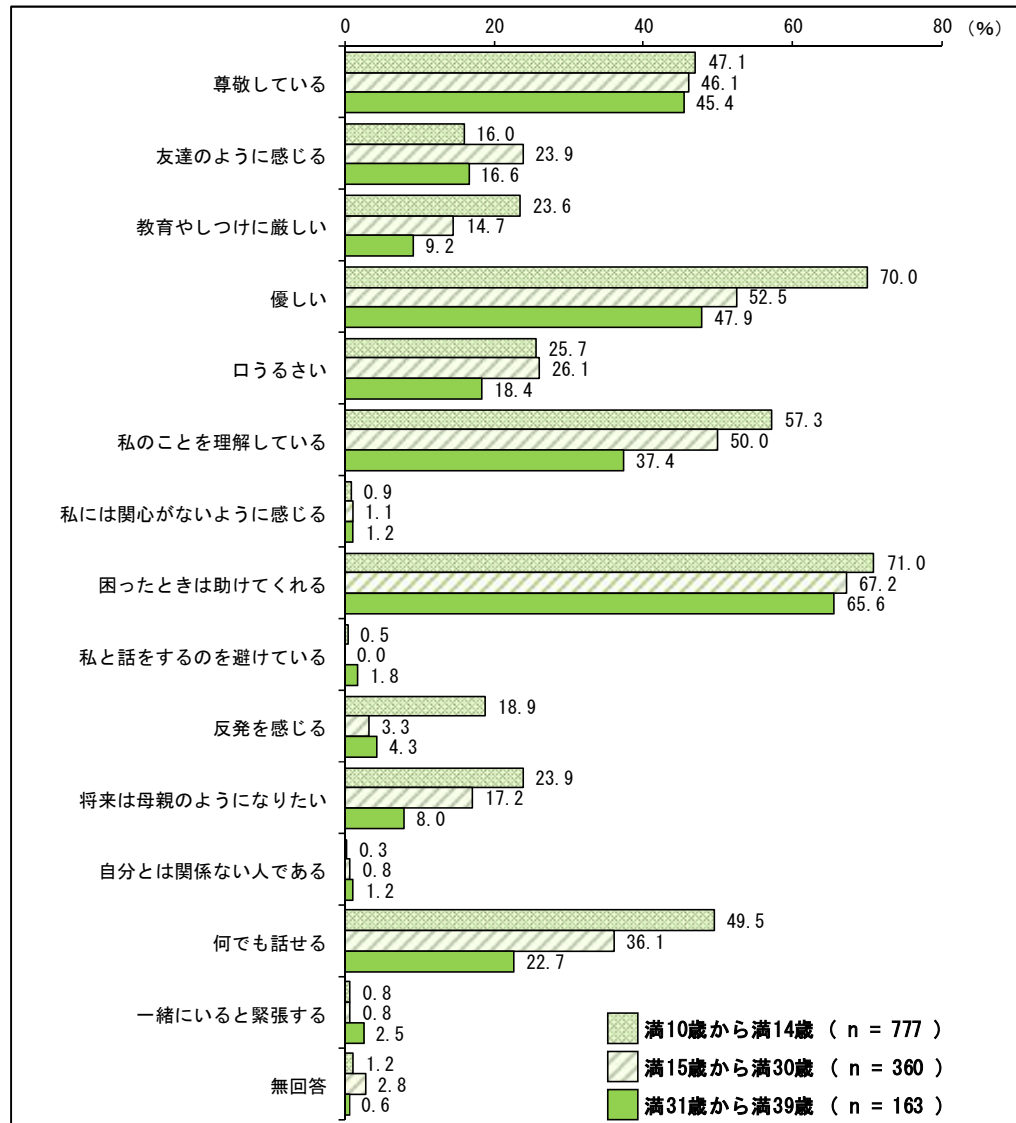
一方、本県は核家族の割合が高く、子育て中の夫婦が自分たちの親からの支援を受けにくい状況にあり、子育ての負担感・孤立感を深めやすい状況になるなどの課題が生じています。父母等の個人や家族にのみ子育て・教育の責任を負わせるのではなく、子供・若者が心身ともに健やかに育成されるよう、社会全体、地域全体で父母等や家庭を支えていくことが求められています。

(図表7) 「父親について」感じていること



出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）

(図表8) 「母親について」感じていること



出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）



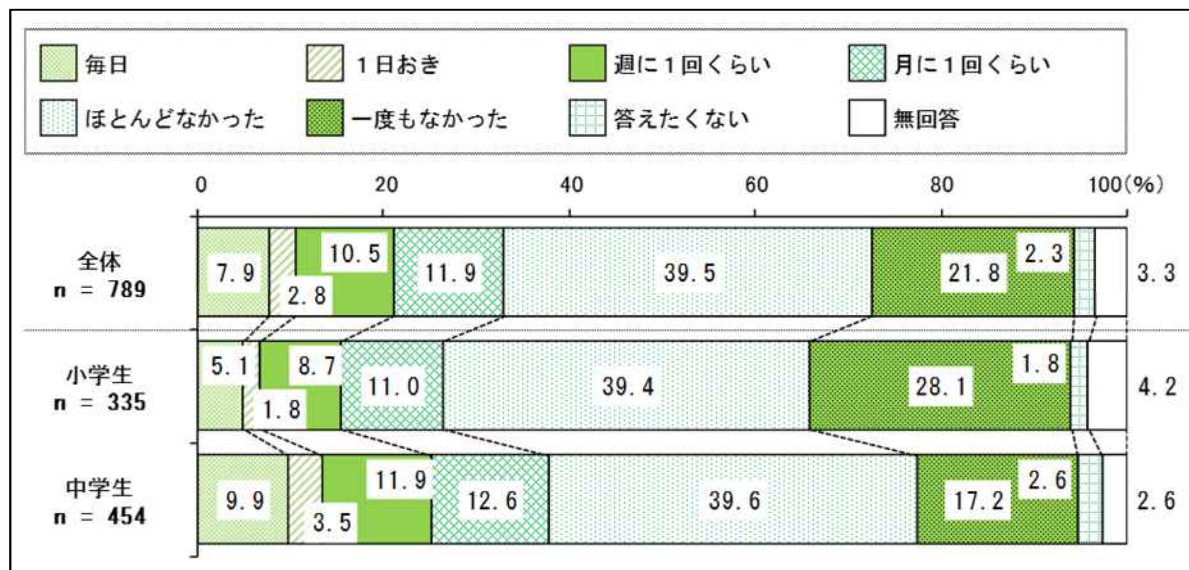
## (2) 学校について

令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、満10歳から満14歳までの子供が「学校に行きたくない」と思った頻度について、「ほとんどなかった」と「一度もなかった」の合計が60%を超え、「毎日」「1日おき」「週に1回くらい」の合計は21.2%となりました。

学校は、子供・若者にとって、学びの場であるだけでなく、安心・安全な居場所・セーフティネットとなるなど、福祉面でも極めて重要な存在となっています。コロナ禍における臨時休業は、そのような学校の重要性が再認識されました。

一方で、学校の負担は年々増大し、児童生徒の多様化や生徒指導上の課題の深刻化などが生じています。地域等による学校支援を充実させるとともに、教員のマンパワーに頼るのではなく、地域の子供・若者が集うプラットフォーム（場）としての学校の特性を生かしつつ、子供・若者育成支援を推進していくことが求められています。

(図表9) 「学校に行きたくない」と思った頻度



出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）

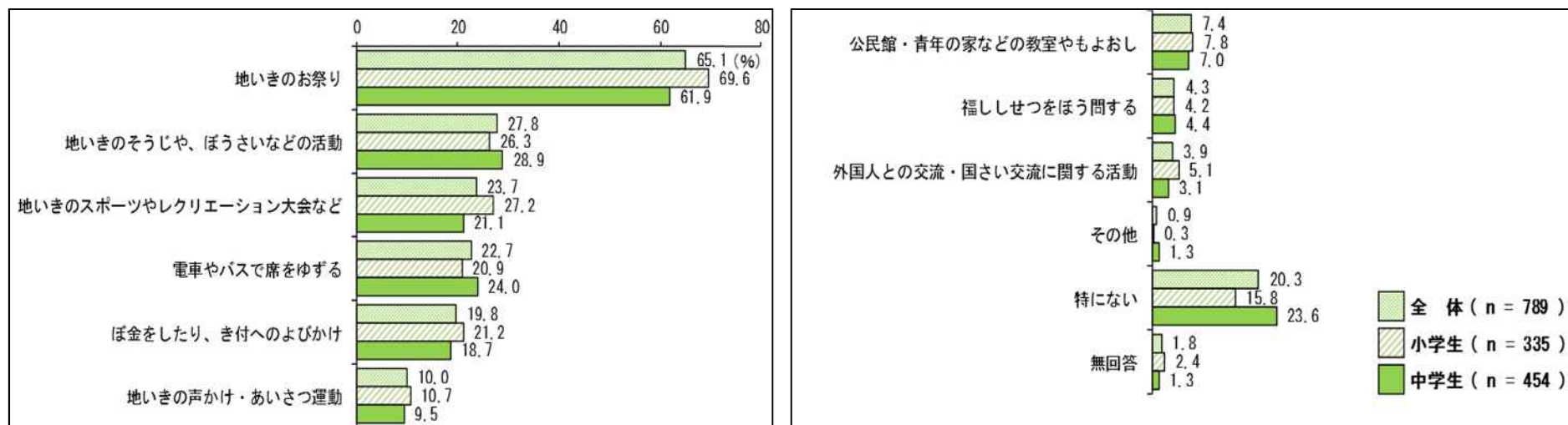
### (3) 地域について

令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、「地域活動等への参加、行動」について各年齢の回答を比較すると、満10歳から満14歳までの年齢では一定程度の参加が見られるものの、満15歳から満30歳までの年齢で参加率が大きく下がり、満31歳から満39歳までの年齢で若干回復する結果となりました。

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験、居場所の提供等を通じて、子供・若者の健やかな成長に重要な役割を有しており、家庭や学校が様々な課題を抱える中、「地域の子供・若者は地域で育てる」との観点から、地域社会に対する期待は大きいものがあります。

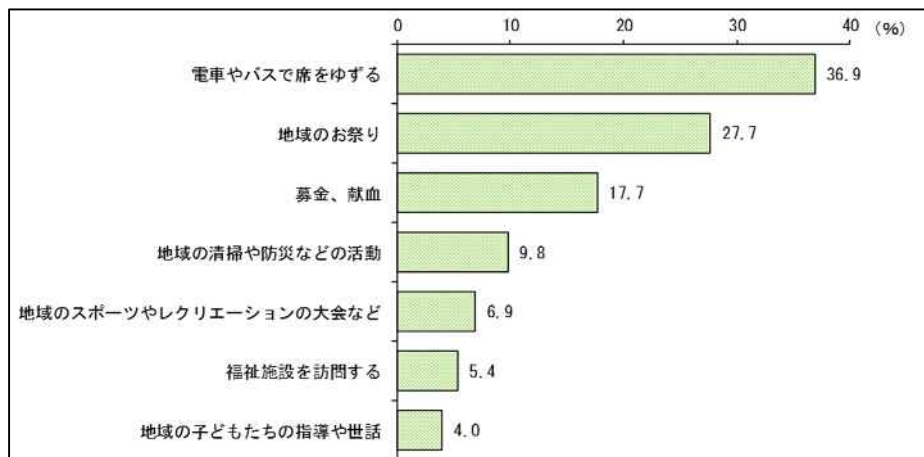
しかしながら、地域社会もまた、つながりの希薄化や地域活動の担い手の高齢化・固定化などの課題を抱えており、家庭や学校を一方向的に支え続けることは困難となっていることから、地域社会と家庭、学校等が互いを理解し、支え合う、持続可能な連携・協働関係（パートナーシップ）の確立等が求められています。

(図表10) 地域活動等への参加、行動（満10歳から満14歳）

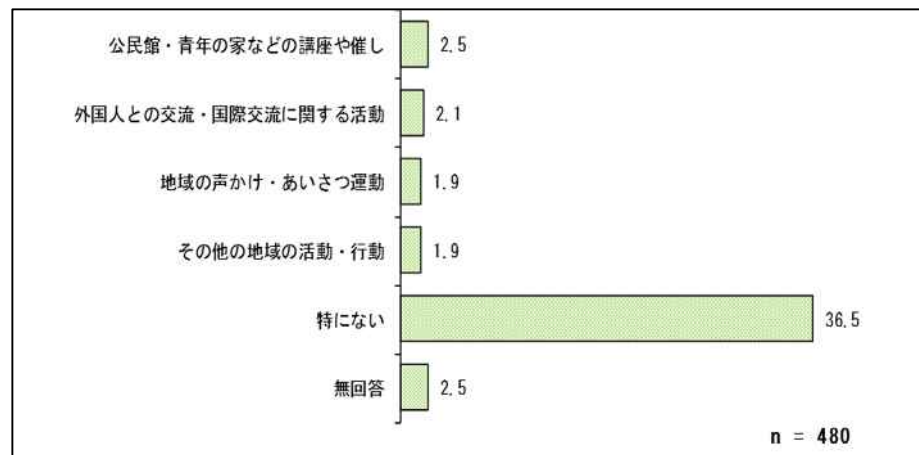


出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）

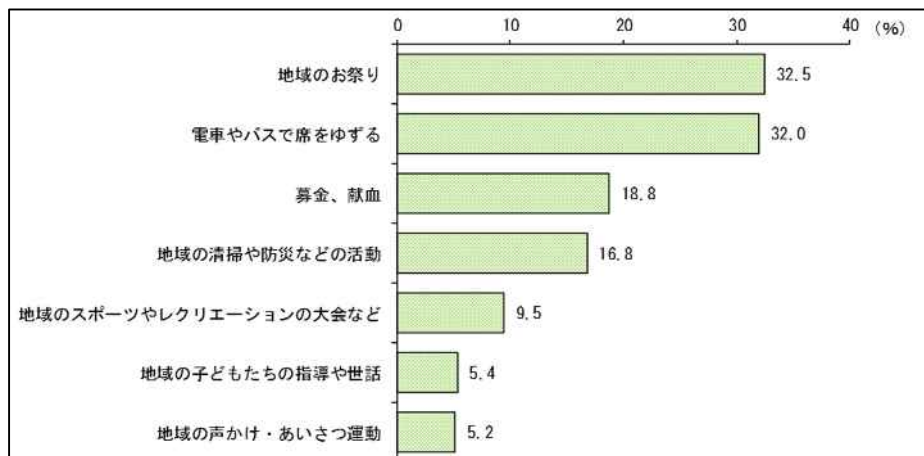
(図表 1 1) 地域活動等への参加、行動(満15歳から満30歳)



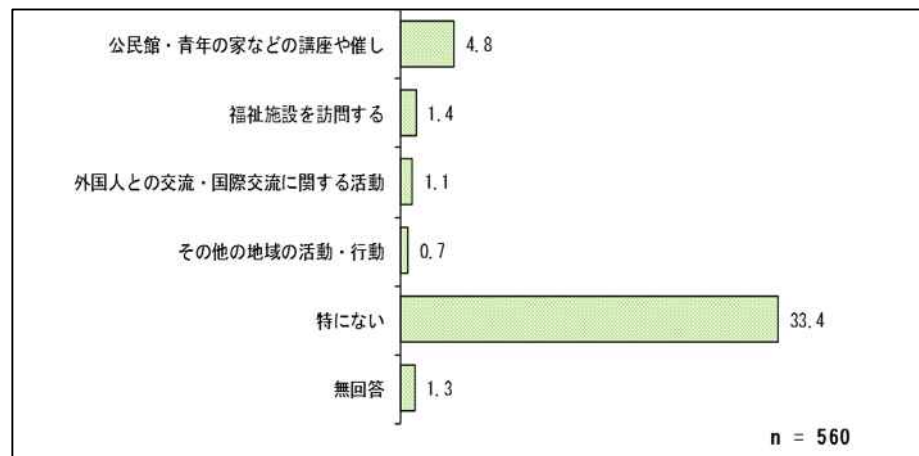
出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）



(図表 1 2) 地域活動等への参加、行動(満31歳から満39歳)



出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）



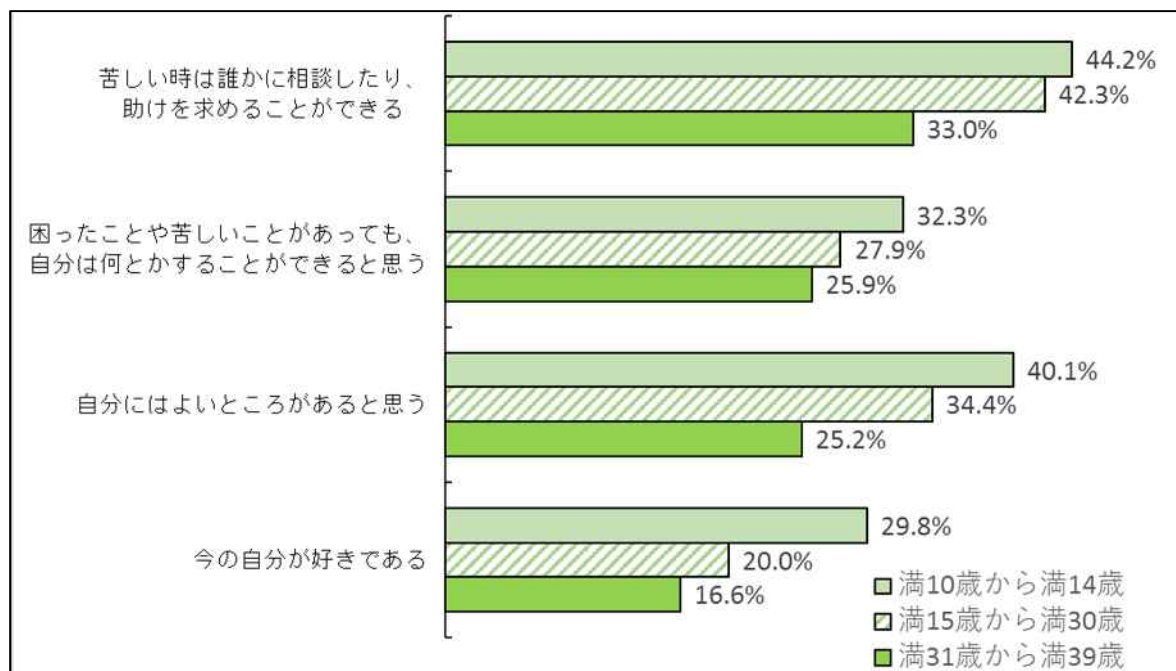
#### (4) 自己肯定感について

令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、自己肯定感に特に関連があると思われる「今の自分が好きである」などの項目について、各年齢の回答を比較すると、年齢が上がるとともに「そう思う」と回答した割合が低下する結果となりました。

また、自然体験や社会体験などの様々な経験が豊富であることと自己肯定感の高さについては、相関関係が見られ、これは、不登校やいじめ、ひきこもりなどの経験の有無にかかわらず、同様の傾向が見られました。

子供の頃の様々な体験活動は、自尊感情、コミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性など、子供が社会を生き抜く力を得るための糧となるものであり、人生を豊かにする基盤となります。貧困の連鎖を断ち切る一助となり得るものであり、家庭の経済力や保護者自身の経験の多寡等により、子供の体験活動の機会に格差が生じないような配慮が必要です。

(図表13) 自己肯定感



出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）

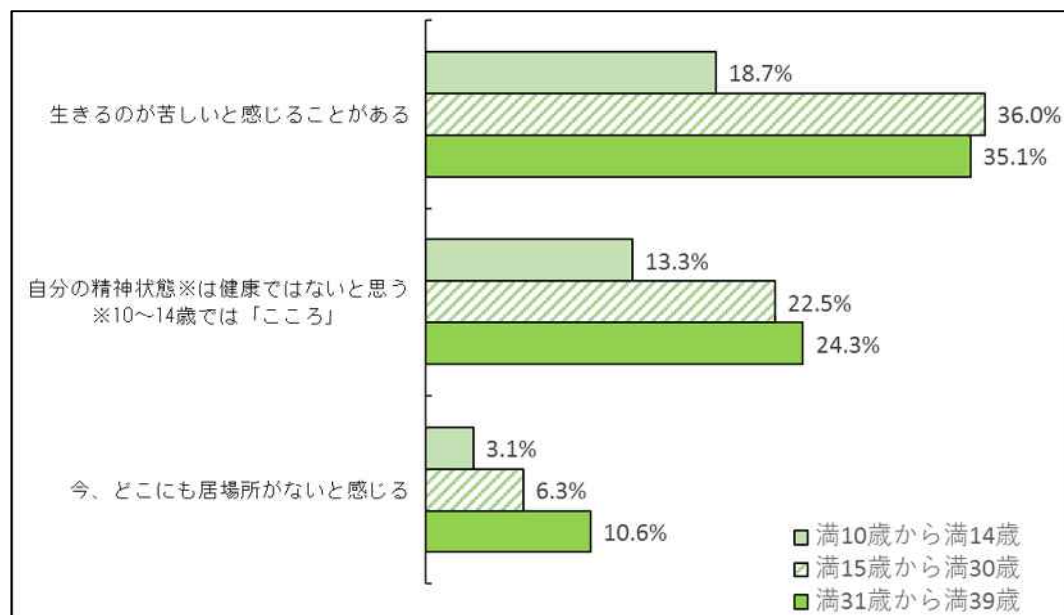
## (5) 生きづらさについて

令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、生きづらさに特に関連があると思われる「今、どこにも居場所がないと感じる」などの項目について、各年齢間を比較したところ、年齢が上がるとともに、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答する割合が高くなる傾向がありました。

また、令和3年版「子供・若者白書」では、「家庭」「学校」「自分の部屋」「インターネット空間」「地域」「職場」といった、子供・若者が居心地が良いと感じる居場所が多いほど、「自己肯定感」や「充実感」、「将来への希望」などいずれの項目でも前向きな気持ちが高まるというデータが示されています。

家庭、学校、地域等が、子供・若者の成長の場として、また、安心・安全な居場所としてより良い環境となるよう、社会全体、地域全体で子供・若者を育てる機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進することが求められています。

(図表14) 生きづらさ



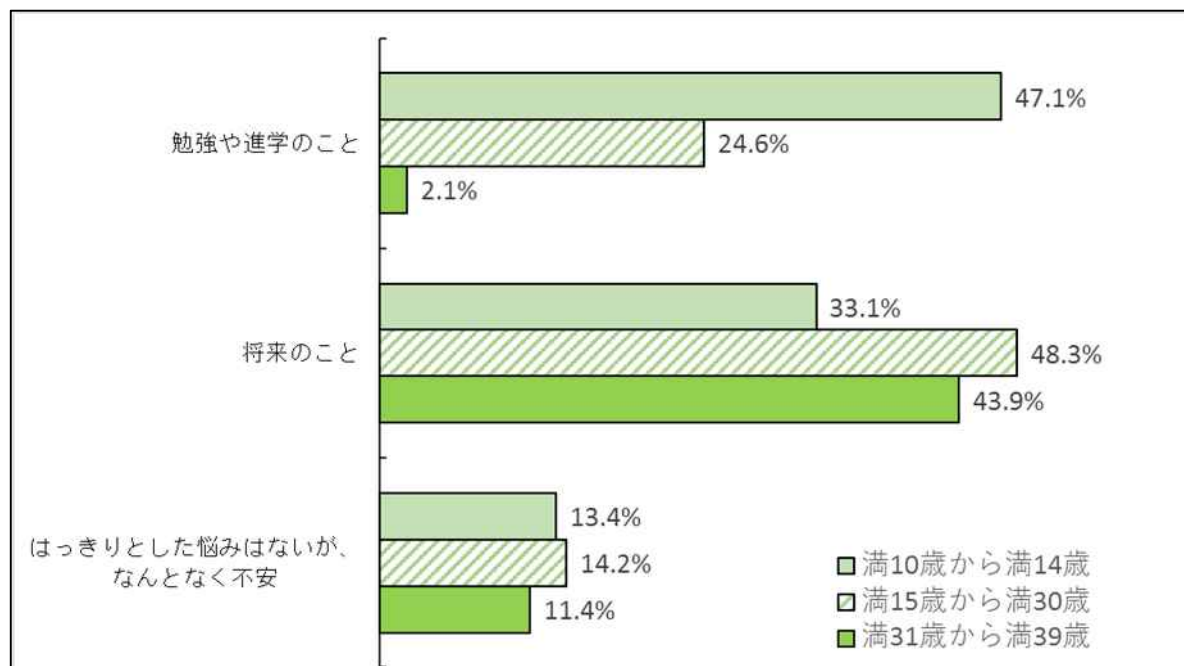
出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）

## (6) 困っていることや悩んでいることについて

令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、現在困っていることや悩んでいることについては、「満10歳から満14歳」では「勉強や進学のこと」が47.1%で最も高くなっています。「将来のこと」はいずれの年齢においても高い結果となり、「はっきりとした悩みはないが、なんとなく不安」はいずれの年齢においても10%程度となっています。

子供・若者やその家族の相談体制の充実を図るほか、子供・若者が主体的に他者に相談し支援を求めることができる力を育むとともに、自らに保障されている人権や権利について適切に理解できるようにすることが求められています。

(図表15) 困っていることや悩んでいること



出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）

## (7) インターネットの利用について

令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、スマートフォンの保有率は、小学生では38.2%、中学生では75.6%、高校生では99.1%と、年齢が上がるにつれて上昇しています。

インターネットを利用する目的については、「友達とLINEなどSNSでメッセージをやりとりする」「動画や画像を見たり、ダウンロードする」「オンラインゲームをする」などが多いものの、「学習のための情報収集をする」「塾や学校などがやっているオンライン学習をする」といった利用もありました。

スマートフォンなどのインターネット接続機器の普及に伴い、子供・若者の利用時間は増加し、低年齢化も進むほか、違法・有害情報や虚偽情報の拡散、SNSに起因する犯罪被害、ネット上の誹謗中傷やいじめ等、インターネット利用の弊害も深刻になっています。

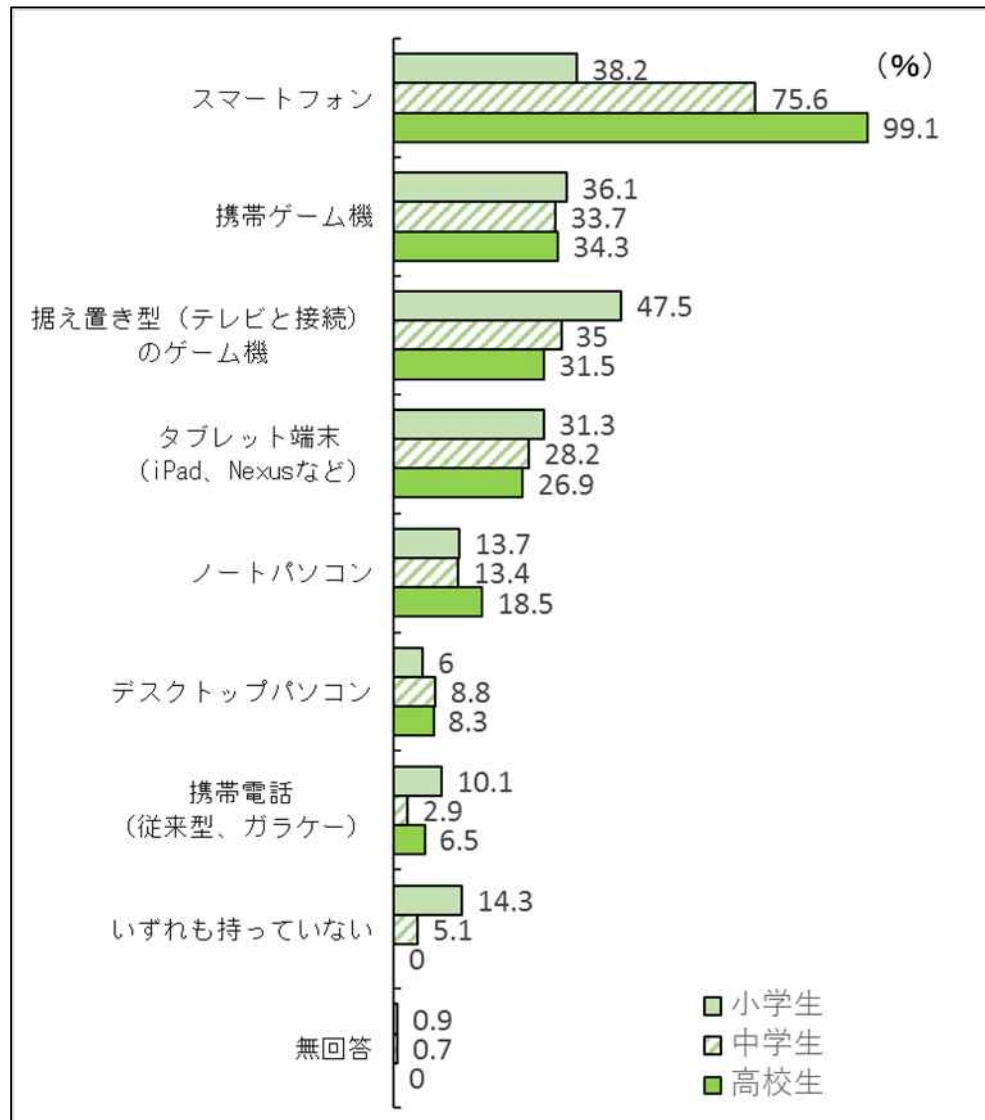
子供・若者にとって、オンラインによる学習やテレワーク<sup>17</sup>などでインターネットの利用は不可欠となっており、インターネット社会を生きていくために必要なネットリテラシー<sup>18</sup>を身に付けていく必要があります。

---

<sup>17</sup> Tele（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

<sup>18</sup> インターネット上の情報を十分に使いこなせる能力。インターネット上の情報の正確性を読み取り、情報の取捨選択や適切な判断等ができること。

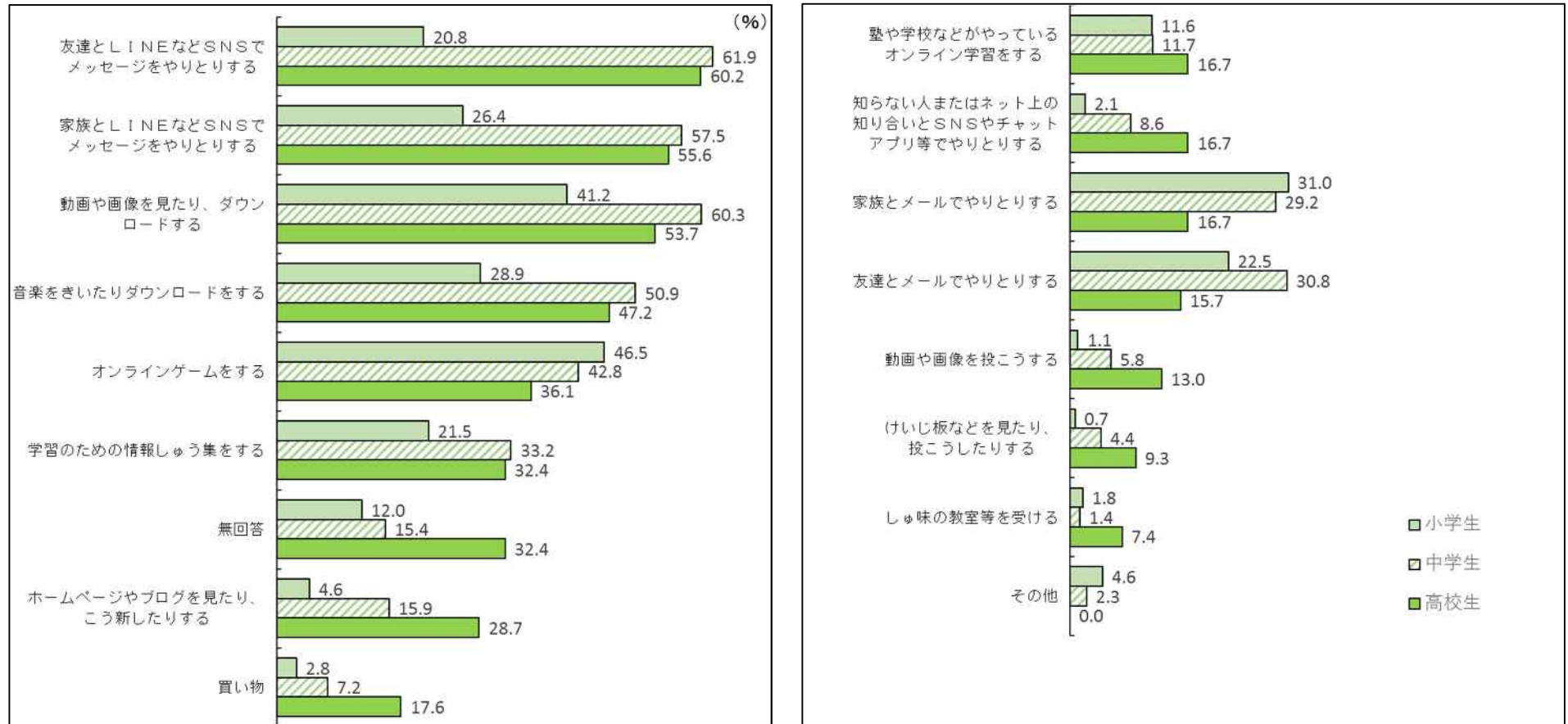
(図表 16) 所有している情報端末機器の保有率



出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）



(図表 17) インターネットを利用する目的



出典：令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査（埼玉県）

### 3 子供・若者をめぐる課題

#### (1) 非行

本県の刑法犯少年の数は減少傾向で推移し、令和3年（2021年）は938人と前年に比べて311人減少しています。刑法犯少年の検挙人員は、少年の人口比においても減少していますが、成人の人口比と比較すると、高い状態にあります。

また、刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者率は、令和3年（2021年）は35.8%で、全国平均の33.7%を上回っています。

不良行為少年も全体として減少傾向にあります。行為別でみると深夜はいかいと喫煙は減少傾向ですが、怠学等はほぼ横這い状態です。

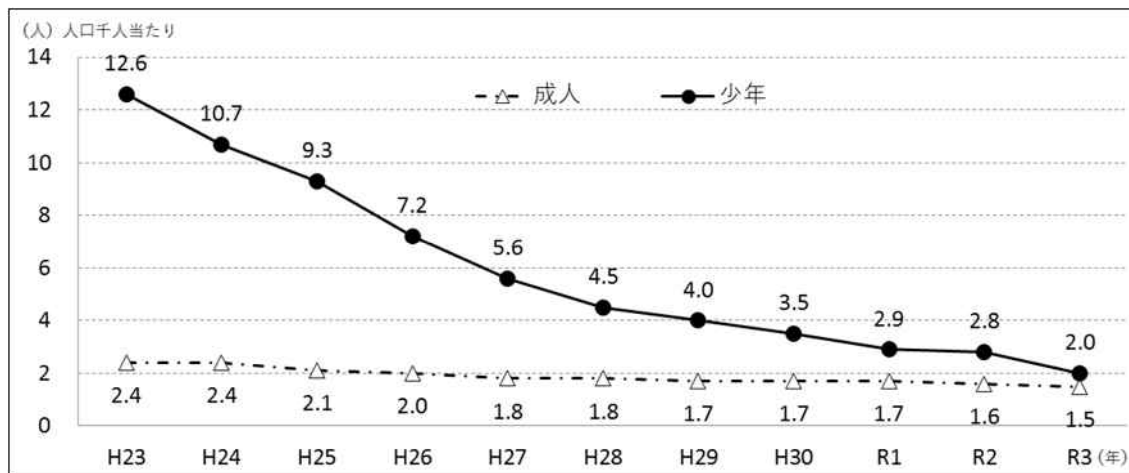
非行は、家庭、学校、地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合って発生しています。非行問題を抱える少年や保護者が相談できる体制を充実するとともに、家庭、学校、地域等が緊密に連携して非行防止や非行少年の立ち直りを支援していくことが必要です。

(図表18) 刑法犯少年の推移、再犯者率の推移（埼玉県）



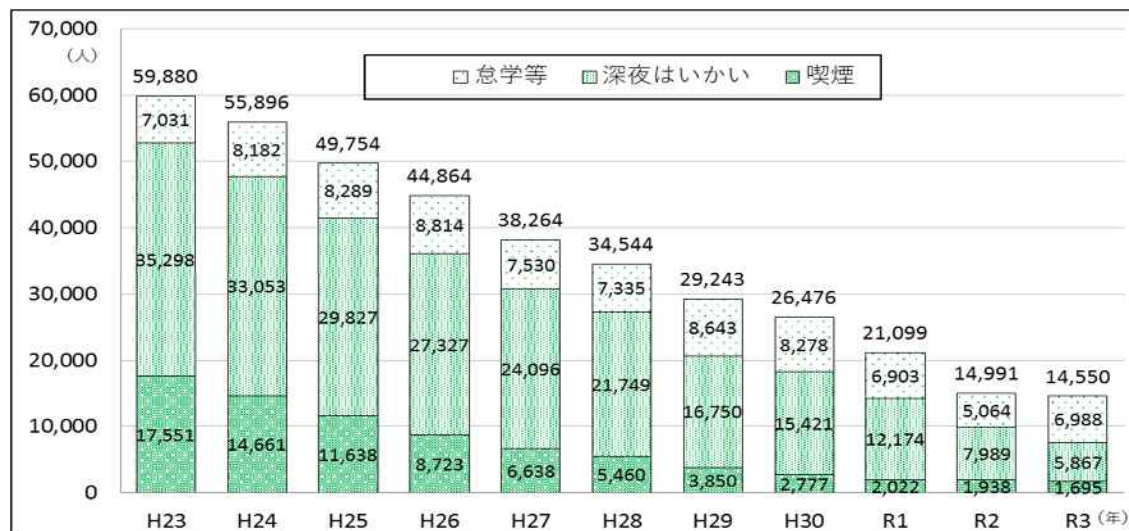
出典：少年非行白書（埼玉県警察本部）

(図表 19) 刑法犯少年の人口比の推移 (埼玉県)



出典：少年非行白書 (埼玉県警察本部)

(図表 20) 不良行為少年の推移 (埼玉県)



出典：少年非行白書 (埼玉県警察本部)

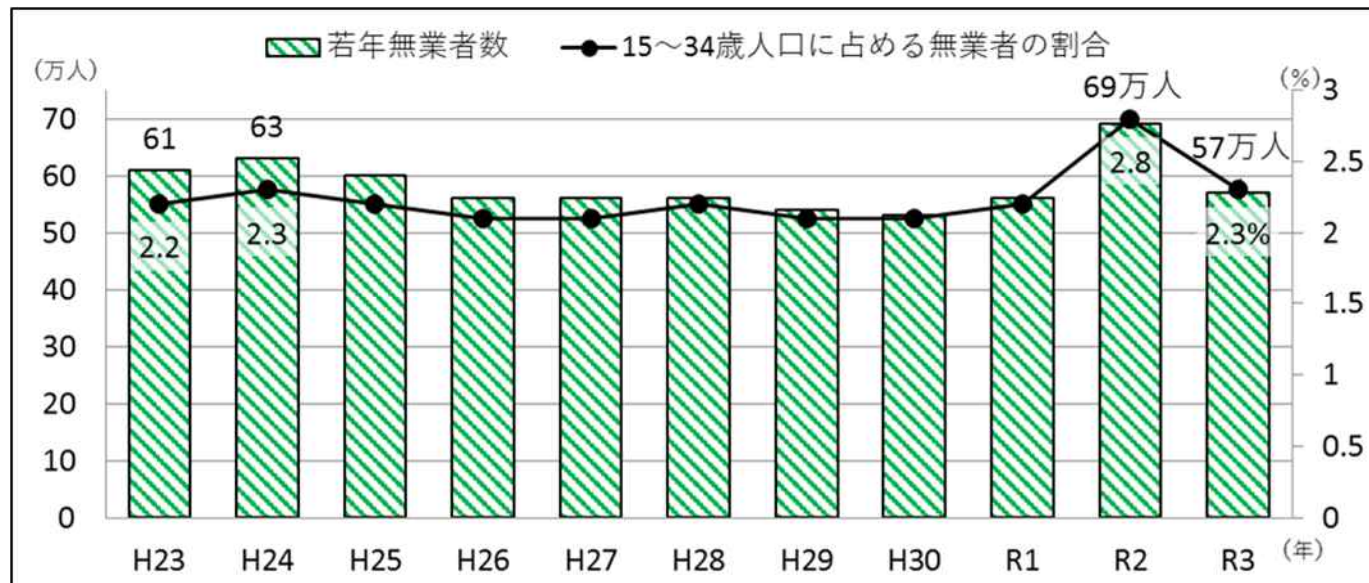
## (2) 若年無業者（ニート）、ひきこもり

総務省の労働力調査によると、全国の15歳から34歳までの人口に占める無業者の割合は、2%台で推移しており、令和3年（2021年）の若年無業者（ニート）は全国で約57万人となっています。

また、内閣府の平成27年度若者の生活に関する調査によると、ひきこもりの若者（15歳から39歳）は、全国で54万1,000人と推計されています。

ひきこもりの期間が長期化するなど、家族を含めて社会から孤立し、孤独を深めている傾向にあり、個々の状況に応じた支援をきめ細かく行うことが必要です。

(図表21) 若年無業者及び15歳～34歳人口に占める無業者の割合の推移（全国）



出典：労働力調査（総務省）

(図表 2 2) ひきこもり群の定義と推計数 (全国)

	有効回収率に 占める割合	全国の推計数	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35%	12.1万人	狭義のひきこもり
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.16%	5.5万人	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の際にだけ外出する	1.06%	36.5万人	準ひきこもり
計	1.57%	54.1万人	広義のひきこもり

(注) 1 ア) 現在の状態となって6か月以上の者のみ

イ) 「現在の状態のきっかけで」「病気(病名 )」に統合失調症又は身体的な病気を記入した者、「妊娠した」を選択した者又は

「その他( )」に自宅で働いている旨や出産・育児をしている旨を記入した者を除く。

ウ) 「現在働いていますか」で、「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者を除く。

2 総務省「人口推計」(2015年)によると15～39歳人口は3,445万人のため、広義のひきこもりの推計数は上記のとおりとなる。

出典：平成 27 年度若者の生活に関する調査 (内閣府)

### (3) 障害のある子供・若者への支援

本県の18歳未満の障害者手帳所持者の数は、令和3年度末（2021年度末）現在で、20,857人となっています。

誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合える共生社会<sup>19</sup>の実現に向けて、障害のある子供・若者がその能力や可能性を最大限伸ばし、地域の一員として、一人一人の状況に合わせて教育、就労及び社会参加が図られるよう、環境を整えていくことが求められています。

特に、発達障害<sup>20</sup>は一見ただけでは分かりにくく周囲の理解が得られないため、適切な関わりが遅くなる場合があります。このため、支援や配慮が受けられるよう、発達障害について正しく理解し、適切に支援できる人材を育成するとともに、家族への支援、診療・療育体制の充実、就労の支援などを進めていくことが必要です。

(図表23) 18歳未満の障害者手帳所持者数（埼玉県）

	令和3年度末
身体障害者手帳所持者数	3,998人
療育手帳所持者数	14,914人
精神障害者保健福祉手帳所持者数※	1,945人

※参考

15歳未満の発達障害児の人数 約60,000人（国の調査をもとに推計）

出典：埼玉県福祉部調べ

<sup>19</sup> 障害を理由とする差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会。

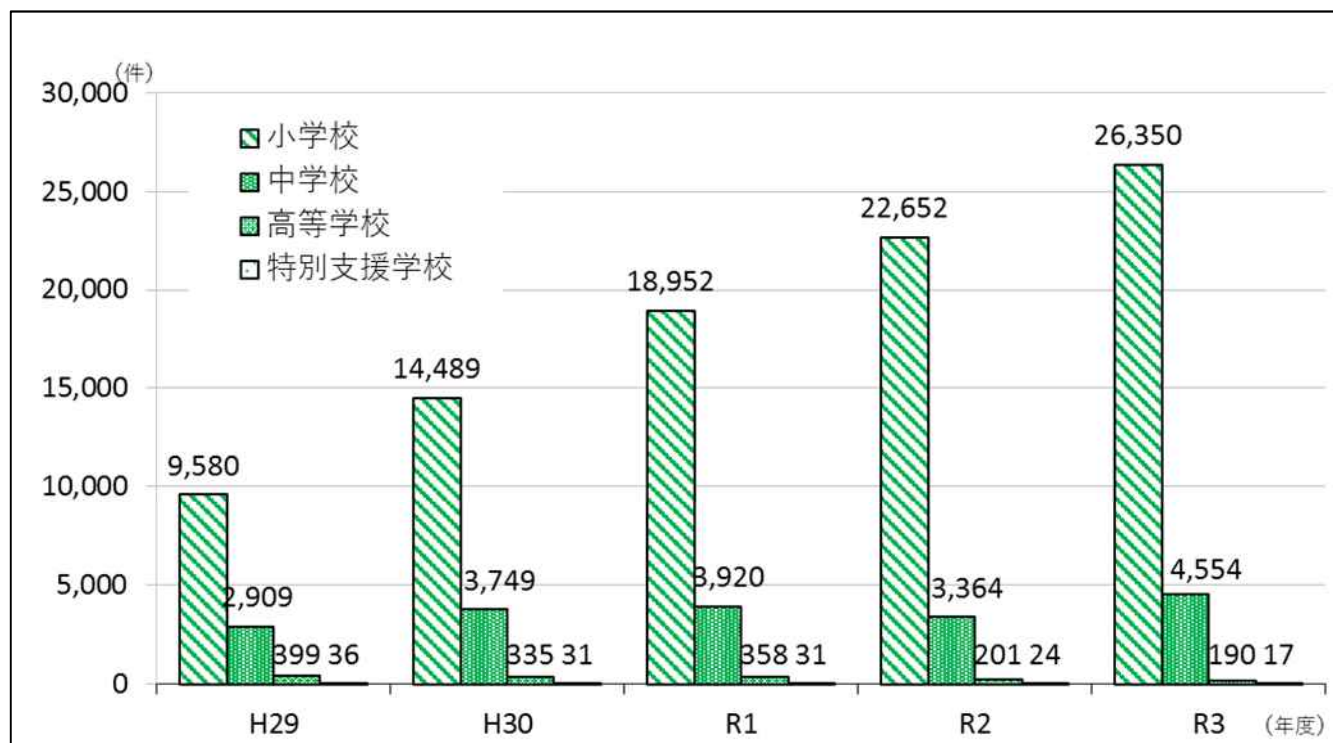
<sup>20</sup> 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

#### (4) いじめ

本県の国公立小学校、中学校、高校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は、令和3年度（2021年度）は31,111件となり増加傾向にあります。

全ての子供がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ問題への子供の理解を深めることが大切です。また、いじめを受けた子供の命と心身を保護することが特に重要であることを認識し、関係者が連携していく必要があります。

(図表24) いじめの認知件数（埼玉県）



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

## (5) 不登校、高校中退

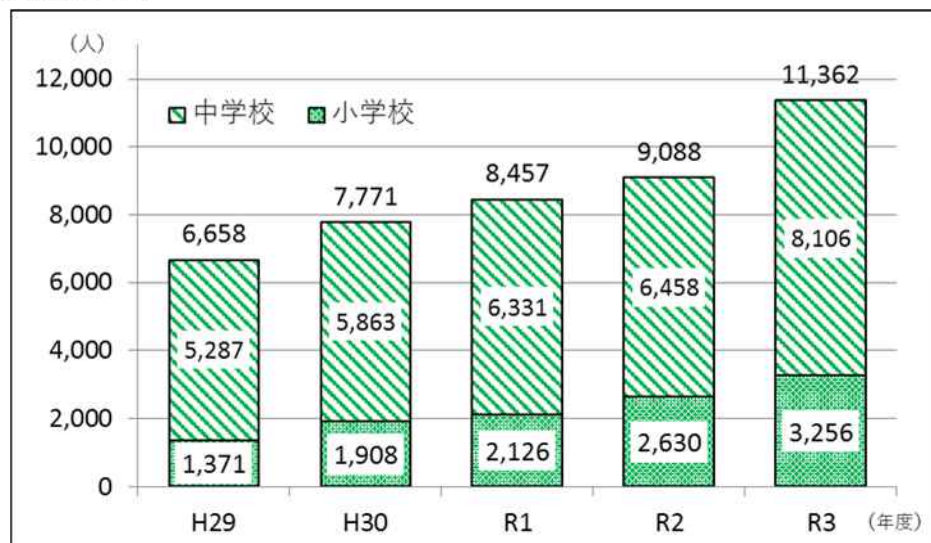
本県の国公立小・中学校における令和3年度（2021年度）の不登校児童生徒数は、11,362人と前年度から2,274人増加しています。

不登校には様々な背景や理由があります。不登校については、未然防止や早期発見・早期対応に向けた学校と家庭、地域、関係機関の連携した対応に加え、子供の悩みや不安を受け止めて相談に当たる相談体制の整備が重要であるとともに、学校に登校することのみを目標とせず、多様な教育機会を確保することが大切です。

また、本県の国公立高校の中途退学者数は、減少傾向にあるものの、令和3年度（2021年度）は1,514人と前年度から257人増加しています。

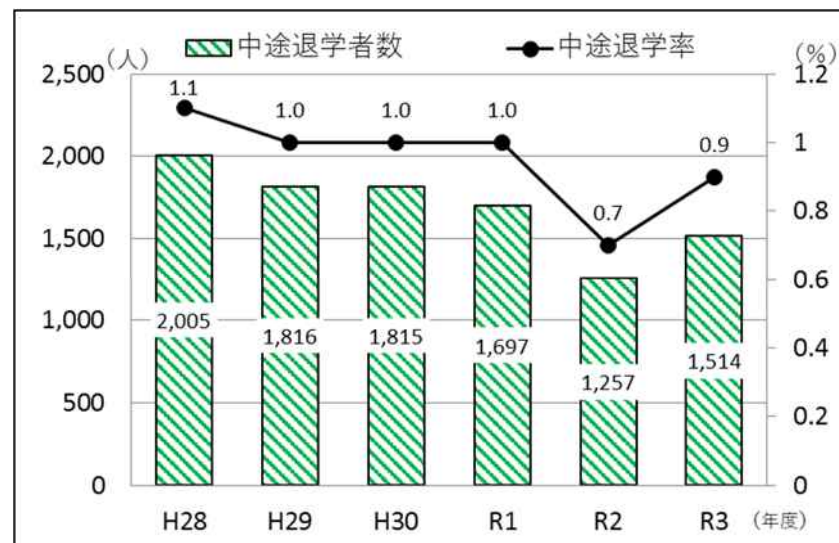
高校の中途退学は、理由として、「学校生活・学業不適応」を挙げる割合が高くなっており、生徒が自分自身をしっかり見つめ直すとともに、高校生活に意義を感じることができるような対策や本人の適性にあった進路選択に向けた支援が重要です。

(図表25) 不登校児童生徒数（埼玉県）



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

(図表26) 中途退学者及び中途退学率（埼玉県）



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）



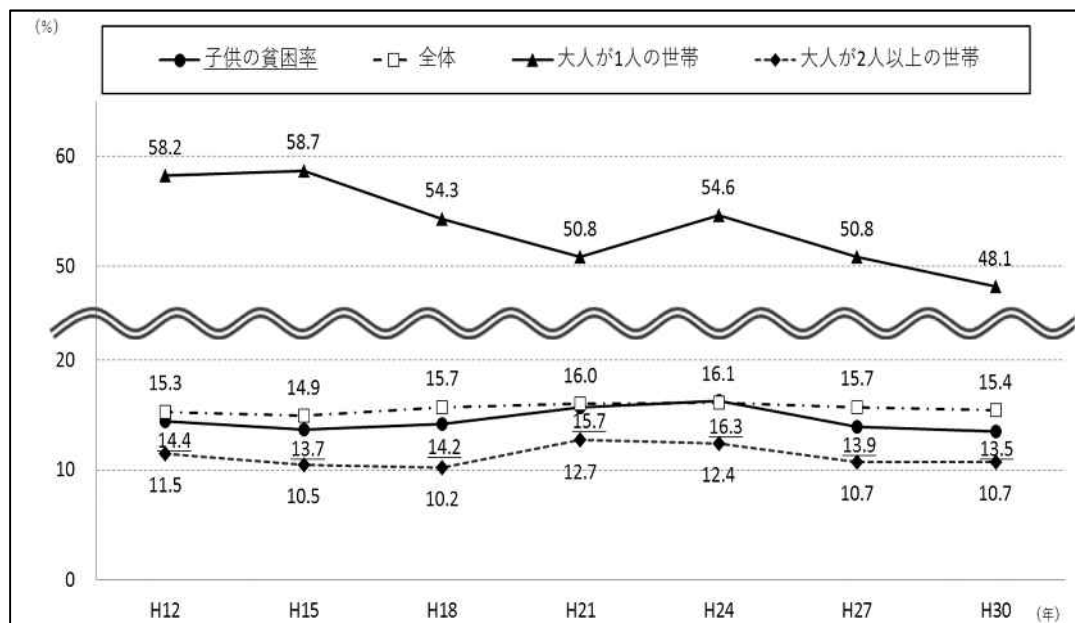
## (6) 貧困

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、子供の貧困率は、平成30年（2018年）で、13.5%となっており、7人に1人の子供が貧困状態にあります。また、子供がいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の貧困率は48.1%となっており、全ての当該世帯のうち約半数が貧困状態にあります。

本県において、経済的な理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小・中学生は、令和3年度（2021年度）は67,805人となり、就学援助率は12.60%となっています。

子供・若者の将来が、家庭の経済状況等、生まれ育った環境に左右されないよう、教育、生活、就労及び経済的支援を行い、貧困対策を進めることが重要です。

(図表27) 貧困率（相対的貧困率<sup>21</sup>）の年次推移（全国）

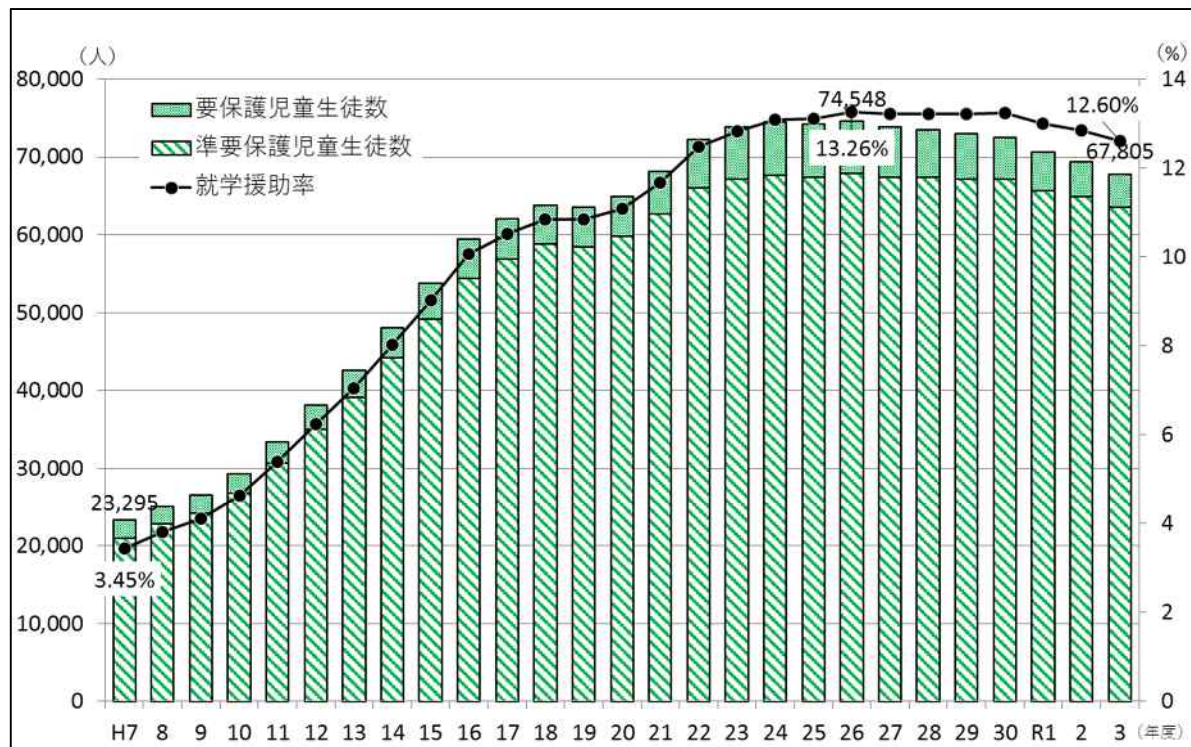


出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

※子供：17歳以下の者  
 ※大人が1人の世帯、大人が2人以上の世帯：子供がいる現役世帯のうち大人が1人又は2人以上の世帯  
 ※貧困率は、2018年（平成30年）から新たな所得定義で算出されているが、本グラフでは経年比較のため従来の定義で算出された数値を使用している。

<sup>21</sup> 貧困線に満たない世帯員の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。

(図表 28) 小学生・中学生に対する就学支援の状況 (埼玉県)



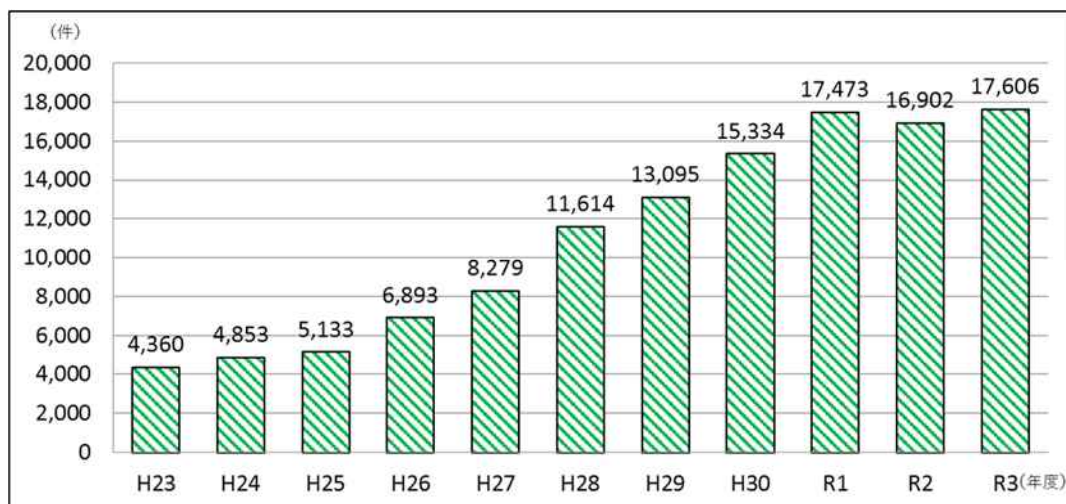
出典：要保護及び準要保護児童生徒数 (文部科学省)

## (7) 児童虐待

県内の児童相談所で受け付けた、令和3年度（2021年度）の児童虐待相談対応件数は17,606件で、前年度から704件の増加となりました。

児童虐待は、子供の心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるもので、その防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。虐待相談への的確・迅速な対応、虐待を受けた子供へのケアや再発防止のための家族全体への支援などに加え、虐待を未然防止するため地域全体で子育て家庭を支援していくことが必要です。また、虐待を受けた子供等が、里親<sup>22</sup>家庭やファミリーホーム<sup>23</sup>等の家庭における養育環境と同様の養育環境や、それが適当ではない場合にもできる限り良好な家庭的環境<sup>24</sup>で養育されるよう、社会的養護を推進することが必要です。

(図表29) 児童相談所における虐待相談対応件数（埼玉県）



出典：児童虐待に関する相談対応状況（埼玉県福祉部）

<sup>22</sup> 都道府県知事等の登録を受け、保護者の病気や離婚、児童虐待等様々な事情によって、家庭で養育できない子供たちを、自らの家庭で養育する者。

<sup>23</sup> 養育者（児童の養育に相当の知識と経験を有する一定の要件を満たした里親もしくは児童福祉施設等の養育従事経験者）の住居において、家庭的な養育環境のもとで、最大6人の児童を養育し、児童の自立を支援する事業。

<sup>24</sup> 民間住宅などを活用して本体施設の支援の下で家庭的養護を行う地域小規模児童養護施設（グループホーム）や1グループ6～8人（乳児院は4～6人）で家庭的養護を行う小規模グループケア（分園型）。

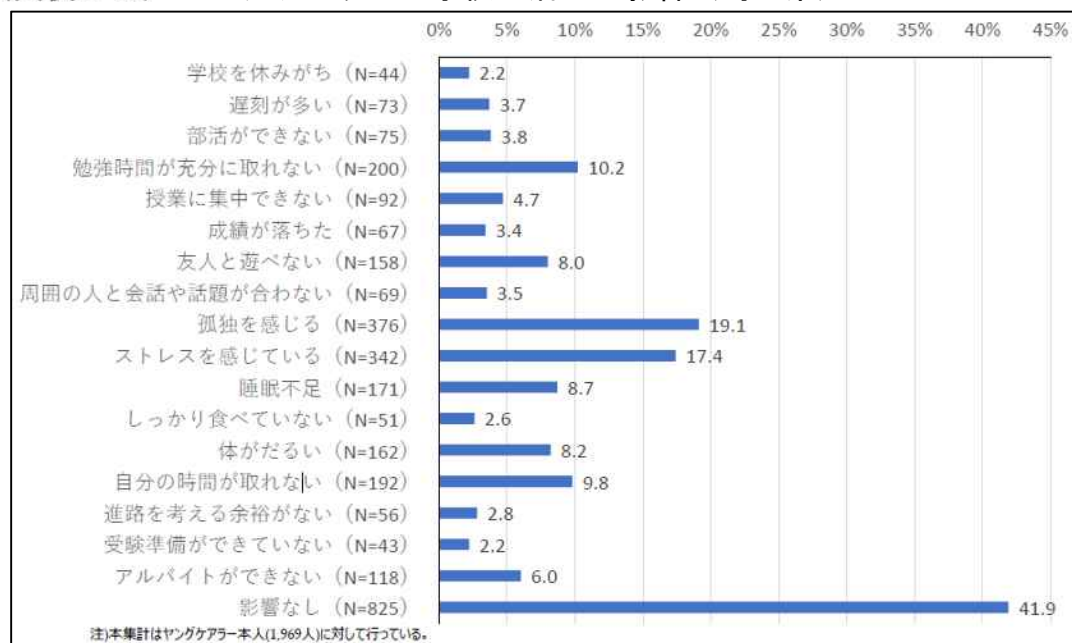
## (8) ヤングケアラー

高齢、身体上若しくは精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をケアラーと呼び、そのうち18歳未満の者を特にヤングケアラーと呼びます。県のヤングケアラー実態調査（令和2年度）によると、高校2年生のうち約4.1%が、「自身がヤングケアラーである」又は「過去そうであったと思う」と回答しています。

ヤングケアラーの中には、自分の自由な時間がない、勉強の時間が確保できないなどの悩みや、孤独感やストレスを抱えていても、家族のことや生活のことを周囲の人には話さず感じている人もいます。

ヤングケアラー本人を信頼して見守ってくれる大人を増やすこと、困ったときに相談できる場の整備や関係する支援機関の人材育成が求められています。

(図表30) ヤングケアラーの学校生活への影響（埼玉県）



出典：埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査（埼玉県福祉部）

### (9) 若者の自殺

埼玉県統計によると、19歳以下の自殺者数では、わずかに増加傾向が見られていたところ、令和2年（2020年）は各年代で急増し、コロナ禍の影響も懸念されています。

また、厚生労働省の人口動態統計によると、本県の30歳以下の各年代の死因の第1位は自殺となり、若い世代の自殺は深刻な状況です。

思春期・青年期は、様々な悩みも生じ、心も不安定になりがちです。心の健康や自殺の問題に関心を持ち、正しい知識を身に付けるための啓発活動や、児童生徒への教育の推進、相談体制の充実などの取組を実施していく必要があります。

(図表 3 1) 自殺者数の推移 (埼玉県)



出典：本県における自殺者数の状況（埼玉県保健医療部）

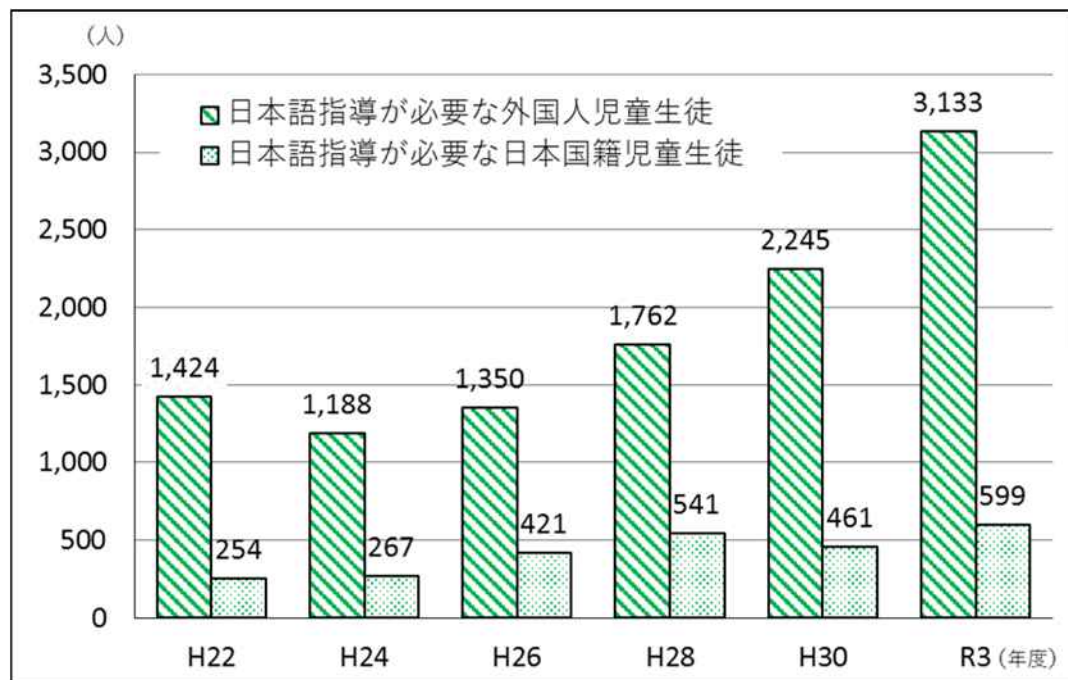
### (10) 在留外国人等の子供・若者への支援

在留外国人や海外在留邦人などの増加に伴い、支援が必要な外国人児童生徒や帰国児童生徒などが増加しています。

文部科学省の日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）によると、日本語指導が必要な外国人児童生徒は3,133人で、前回調査に比べて888人増加しています。また、帰国児童生徒や国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合など、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も増える傾向にあります。

在留外国人等の子供・若者に対しては、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を図るとともに、多様な背景をもつ子供・若者の相互理解を図ることが必要です。

(図表32) 日本語指導が必要な児童生徒数（埼玉県）



出典：日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（文部科学省）

### (11) 犯罪被害、交通事故

子供・若者が犯罪に巻き込まれる事件が多数発生しています。少年の福祉と保護を目的とした各種特別法や、条例等に違反する犯罪による令和3年（2021年）の検挙件数は、518件となっています。

一方、子供（中学生以下）の交通事故死傷者数は減少傾向にありますが、依然として交通事故は毎年多数発生しています。交通事故の死傷者の内訳では、小学校4～6年生では約48%、中学生では約64%が自転車乗用中となっています。

子供・若者が犯罪や事故に巻き込まれることがないように、危険から自分自身や周囲の人の身を守る力を育成するほか、意識啓発や、犯罪・事故に遭いにくいまちづくりに地域全体で取り組むことが必要です。

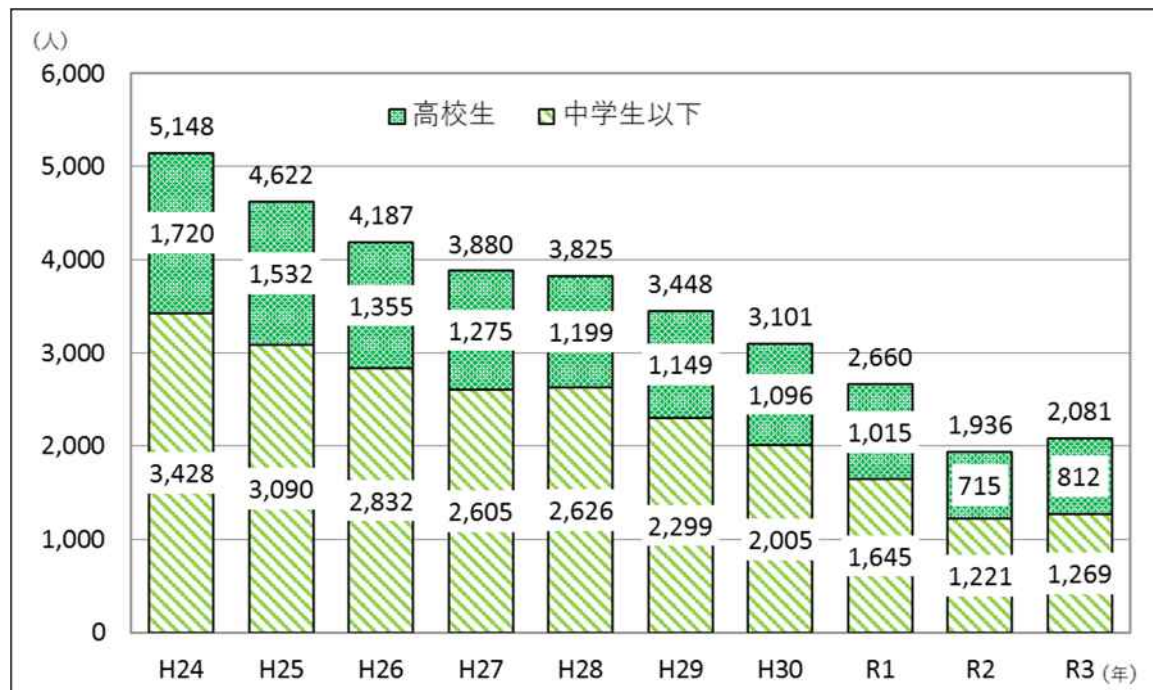
(図表33) 福祉犯罪の法令別検挙状況（埼玉県）

単位：件

	H29	H30	R1	R2	R3
青少年健全育成条例	165	158	205	277	222
児童買春・児童ポルノ禁止法	130	154	230	199	248
未成年者喫煙禁止法	31	11	19	29	21
児童福祉法	10	18	8	12	3
未成年者飲酒禁止法	6	6	8	8	8
風営適正化法	8	9	4	8	5
その他	13	13	3	5	11
合計	363	369	477	538	518

出典：埼玉県警察本部調べ

(図表 3 4) 交通事故死傷者数の推移 (埼玉県)



出典：交通安全のために (埼玉県警察本部)



## 第3章 基本理念と基本目標

### 1 基本理念

本プランの基本理念は、「**子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現**」とします。情報化、国際化、少子高齢化の急速な進展や、新型コロナウイルス感染症の流行など、子供・若者を取り巻く状況は大きく変化しています。

若年無業者（ニート）やひきこもり、いじめや不登校、貧困、非行などの様々な困難を有する子供・若者の問題は、依然として深刻な状況であり、孤独・孤立やヤングケアラーの問題の顕在化、性の多様性への意識の高まりなど、新たな課題への対応も求められます。

このような中、次代を担う子供・若者が、社会の中に安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍できるよう、子供・若者を取り巻く状況をしっかりと認識し、社会全体で見守り、手を差し伸べていくことが重要です。

本県では、一人一人の状況に応じた様々な施策を総合的に進めることにより、全ての子供・若者の最善の利益が尊重され、誰一人取り残されることなく、夢や希望を持ちながら、その持てる能力を十分に発揮して、健やかに成長し活躍できる社会の実現を目指します。

### 2 基本目標

基本理念を実現し、子供・若者を取り巻く現状や課題等の解決を目指すため、以下の3つの基本目標を掲げて取り組んでいきます。

(1) 基本目標Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな育成と自立支援

全ての子供・若者の豊かな人間性や社会性を健やかに育み、夢や希望を持って人生100年時代<sup>25</sup>を生き抜く基礎の形成を図ります。

また、自らの可能性に果敢に挑戦し、一人一人が才能を開花させ、未来を切り拓いていけるよう応援します。

No.	指標名	現状値	目標値
1	児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況	小学校85.0% 中学校86.1% (令和3年度)	小学校100% 中学校100% (令和9年度)
2	県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合	5.8% (令和3年度)	3.9% (令和8年度)

(2) 基本目標Ⅱ 困難を有する子供・若者への支援

若年無業者（ニート）、ひきこもり、非行など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者が、個々の状況に応じて、それらの困難を克服あるいは軽減・コントロールしつつ成長・活躍できるよう支援します。

No.	指標名	現状値	目標値
3	子ども・若者支援地域協議会 <sup>26</sup> （これに相当する体制を含む。）を設置している市町村の数	24市町 (令和4年度)	63市町村 (令和9年度)
4	青少年の再非行（犯罪）防止活動に取り組む市町村の数	25市町村 (令和3年度)	63市町村 (令和9年度)

<sup>25</sup> ロンドン・ビジネス・スクールの教授が著書の中で提唱した言葉。寿命の長期化によって先進国の2007年（平成19年）生まれの2人に1人が103歳まで生きる「人生100年時代」が到来するとされている。

<sup>26</sup> 子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定により、地方公共団体が設置する協議会。

### (3) 基本目標Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備

家庭、学校、地域等が、子供・若者の安心・安全な居場所として、また、成長の場としてより良い環境となるよう、社会全体、地域全体の機運を高め、連携して活動を促進します。

また、家庭、学校、地域、NPO等の多様な担い手が、それぞれの得意分野や知見等を生かし、子供・若者の成長を支える持続的な活動ができるよう支援します。

No.	指標名	現状値	目標値
5	「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合	45.3% (令和3年度)	56.0% (令和9年度)
6	子供の居場所 <sup>27</sup> の数	520か所 (令和3年度)	800か所以上 (令和8年度)

<sup>27</sup> 家でも学校でもなく居場所と思えるような場所。代表的な居場所として、子ども食堂、無料塾、プレーパーク、多世代交流拠点等がある。子供の自己肯定感を育む場として、地域の方々の創意工夫により多様な形で展開されており、近年、注目されている。

## 第4章 本プランの体系

### 基本目標Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな育成と自立支援

#### 施策の方向性1 全ての子供・若者の健やかな育成

(施策)

- (1) 生き抜く力の育成支援
- (2) 子供・若者の健康の確保
- (3) いじめ防止と人権を尊重した取組の推進
- (4) 子供・若者の安心・安全の確保
- (5) ネットリテラシー・情報モラル教育の推進

#### 施策の方向性2 未来を切り拓く子供・若者の応援

(施策)

- (1) 若者の職業的自立、就労等支援
- (2) 社会形成への参画支援
- (3) グローバル社会で活躍する人材の育成

### 基本目標Ⅱ 困難を有する子供・若者への支援

#### 施策の方向性1 困難を有する子供・若者やその家族への支援

(施策)

- (1) ニート、ひきこもり、不登校等の子供・若者への支援
- (2) 障害等のある子供・若者への支援
- (3) 子供の貧困問題への対応
- (4) ヤングケアラーへの支援

- (5) 特に配慮が必要な子供・若者への支援
- (6) 課題の複合性・複雑性を踏まえた支援の充実
- (7) 子供・若者の被害防止・保護

## 施策の方向性 2 非行防止と立ち直り支援

(施策)

- (1) 非行防止の取組の推進
- (2) 立ち直りに向けた支援

## 基本目標Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備

### 施策の方向性 1 子供・若者の健やかな成長のための社会環境の整備

(施策)

- (1) 家庭、学校、地域等の連携の推進
- (2) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
- (3) インターネット対策の推進
- (4) 多様で柔軟な働き方<sup>28</sup>の推進

### 施策の方向性 2 子供・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

(施策)

- (1) 分野横断的な支援人材の育成
- (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進

---

<sup>28</sup> テレワークや勤務シフトの選択制等、時間や空間の制約にとられない働き方。

## 第5章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな育成と自立支援

#### 施策の方向性1 全ての子供・若者の健やかな育成

基本的な生活習慣の形成・定着、基礎学力の保障、心身の健康の維持・増進、規範意識や人権感覚、自らを律しつつ他者を思いやる豊かな人間性や社会性、自己肯定感の涵養を図ります。

また、子供・若者の安心・安全を確保するとともに、インターネットを適切に利用する能力を含むコミュニケーション能力の育成を図ります。

(施策)

#### (1) 生き抜く力の育成支援

##### ① 日常生活能力の習得

- 子供たちに身に付けさせたい生活習慣や学習規律を確実に身に付けさせる取組を推進するとともに、健康の保持促進を図るため、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進します。

【保健医療部、教育局】

- 規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力を育てるため、本県独自の教材を活用した道徳教育、非行防止教育、インターネットの適切な利用に関する情報モラル教育を推進します。

【県民生活部、教育局、警察本部】

- 豊かな人間性や社会性、自己肯定感、チャレンジ精神等を涵養し、「生きる力」を育むとともに夢や目標の実現を支援するため、自然体験や社会体験、スポーツ活動など、様々な体験活動等を促進します。

【県民生活部、環境部、農林部、教育局】

- 子供・若者の健全育成に役立つ図書の推奨や、家庭、学校、地域における子供の読書活動を支援し、読書活動を推進します。

【県民生活部、教育局】

- 性別による固定的な役割分担の見直しにつながる意識啓発や、性の多様性に関する啓発等を行い、性別にかかわらず活躍できる環境の整備を推進します。

また、学校における教職員の意識啓発や児童生徒の理解促進に取り組むなど、男女共同参画の視点に立った教育や性の多様性を尊重した教育を推進します。

【県民生活部、教育局】

## ② 学力の向上

- 小・中学校段階の学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態を把握し、指導方法の工夫改善を図り、児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育を実践します。また、学校生活になじめない子供に対しても、小・中学校段階の教育の機会の確保を推進します。

【教育局】

- 専門高校等において企業等の支援を受け、職業教育の充実を図り、専門的知識、技術及び技能の向上を図るなど、特色・魅力ある教育活動を推進します。

【教育局】

## (2) 子供・若者の健康の確保

### ① 健康教育の推進と健康の確保・増進等

- 児童生徒が薬物乱用に関する知識等を身に付けられるように健康教育の充実を図ります。また、薬物乱用を防止するため関係機関と連携し、麻薬等の施用者、営業者などに対する指導・取締等や啓発、薬物相談を実施します。

【保健医療部、教育局】

- 教員の負担軽減に配慮した部活動に係る指導の充実や地域のスポーツ大会への参加を通して、体力向上や豊かな心を育成するとともに、スポーツの楽しさや喜びを実感できる取組を推進します。

【県民生活部、教育局】

### ② 思春期の健康の確保

- 思春期にある子供や母子保健関係者に対し、母子保健に関する正しい知識（妊娠・出産、避妊や不妊、性感染症など）の普及・啓発を行います。

【保健医療部】



- 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みを抱えた若年妊婦等が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、相談体制の充実などの取組を推進します。

【県民生活部、保健医療部】

- 安心して安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。

【保健医療部】

- 自殺未遂や自殺企図、摂食障害などに対する精神保健相談、精神障害者及びその家族に対する訪問相談を通し、受診援助等の保健指導に取り組みます。

また、自傷行為等をはじめとした若年層のメンタルヘルスに関する関係機関職員向けの研修や普及・啓発に取り組みます。

【福祉部、保健医療部】

### (3) いじめ防止と人権を尊重した取組の推進

- 教職員に対する研修や教育相談体制の充実を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につながる取組を推進します。

また、埼玉県いじめ問題対策会議等を通じて、関係機関が一体となって、いじめ問題の根絶に取り組みます。

【県民生活部、教育局】

- 全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現に向けた人権啓発に取り組みます。  
また、学校において参加体験型学習などを取り入れたプログラムにより、児童生徒の人権感覚を育成します。

【県民生活部、教育局】

#### (4) 子供・若者の安心・安全の確保

##### ① 子供・若者に関する相談体制の充実

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などにより、県立学校や市町村の教育相談体制の充実を図ります。

【教育局】

- 地域における子供の身体やこころの健康、薬物乱用、性、非行、子供の権利の侵害等に関する相談体制の充実を図るとともに、インターネット等を活用し、相談窓口等の情報提供に取り組みます。

【県民生活部、福祉部、保健医療部、警察本部】

- 子供・若者支援に関する各相談機関担当者の研修等を実施して、相談機関担当者間や市町村間のネットワークづくりを支援し、効果的な相談対応を図ります。

【県民生活部】

- 困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、能動的かつ適切に他者に頼る意識・態度や、ときに漠然とした自らの思いや状況等を言葉にできる力など、自ら考え自らを守る力を育成する取組を推進します。

また、児童生徒が消費者として自覚をもち、主体的に判断し、責任をもって行動できるようにするために消費者教育の充実に取り組みます。

【教育局】

## ② 被害防止等のための教育・啓発

- 県・警察本部・市町村・教育委員会・関係機関・民間団体が連携して、交通安全運動など交通安全対策に取り組むとともに、交通安全教室の実施などを通じて、生徒の自転車や自動二輪車等による交通事故の防止とマナーアップに取り組めます。また、事件、事故、災害から身を守るため、学校で行う安全教育を通じて、児童生徒が自ら危険を予測し、回避する能力などを育成します。

【県民生活部、教育局、警察本部】

- DV（ドメスティック・バイオレンス）<sup>29</sup>の根絶に向け、被害者への支援として電話やインターネットによる相談体制の充実や相談担当者のスキルアップを図り、予防のための啓発活動に取り組めます。

【県民生活部】

- 児童生徒への消費者教育の充実や、生活科学センターにおける参加体験型の学習により、複雑多様化する消費者問題に対応できる「自立した消費者」の育成を推進します。

【県民生活部、教育局】

---

<sup>29</sup> 配偶者や恋人等の親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力。

(5) ネットリテラシー・情報モラル教育の推進

- 情報社会で犯罪の被害者にも加害者にもなることを防止するため、インターネットを正しく安全に利用できるようにするための教育や啓発活動を推進します。

【県民生活部、教育局】

## 施策の方向性2 未来を切り拓く子供・若者の応援

子供・若者の勤労観・職業観の形成や職業に必要な知識・技術の習得とともに、若者の就労等支援の充実を図ります。

また、子供・若者の社会参画や社会貢献活動を応援するほか、自国の伝統・文化への理解促進を図り、グローバル社会で活躍する人材を育成します。

(施策)

### (1) 若者の職業的自立、就労等支援

#### ① 職業能力・意欲の習得

- 子供・若者が勤労観や職業観を養い、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付けられるよう、キャリア教育<sup>30</sup>を充実させます。

また、就業意欲を高め、チャレンジ精神を持った人材育成につながる意識啓発に取り組みます。

【産業労働部、教育局】

- 職業に必要な知識・技術の習得により若者の就職を支援するため、職業訓練の充実を図ります。

また、技能者の表彰や発表の場の創出により、技能習得意欲の向上と次世代のものづくり技能者の育成を図ります。

【産業労働部】

#### ② 就労等支援の充実

- 大学生や若年無業者（ニート）などの就職を希望する若者への就職相談、セミナー、企業面接会などを開催し、若者の就業を支援します。

【産業労働部】

<sup>30</sup> 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。

- 新産業の育成、地域経済の発展、雇用の創出を目的とした創業・ベンチャー支援センター埼玉における創業支援や、渋沢栄一翁の理念を受け継ぐ起業家や起業希望者等の支援により、新産業の創出や地域経済の活性化を促進します。

【産業労働部】

## (2) 社会形成への参画支援

- 子供・若者が広い視野に立ち物事を考える力や感受性を養うため、「少年の主張大会」を実施するほか、若い世代を含めた県民の声の把握、選挙や政治への関心を高める主権者教育<sup>31</sup>や啓発活動に取り組みます。

【企画財政部、県民生活部、教育局】

- 社会福祉協議会と連携した小・中学生、高校生に対するボランティア体験学習の実施、若者による社会貢献活動の支援、子供・若者の育成支援に積極的に取り組む団体等の運営支援や表彰など、子供・若者の地域課題への理解と解決に向けた行動を促進します。

【県民生活部、環境部、福祉部、県土整備部】

## (3) グローバル社会で活躍する人材の育成

- グローバル化する社会の中で、我が国と郷土埼玉の伝統・文化を尊重する教育を推進するとともに、発信力や交渉力の育成や異文化に対しても理解を深める取組を推進します。

また、次世代を担う文化芸術の人材育成を推進します。

【県民生活部、教育局】

---

<sup>31</sup> 政治の仕組みについての必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。

- 姉妹友好州省<sup>32</sup>との友好関係に基づき留学生を派遣するほか、オンラインとオフラインでのハイブリッド型国際交流や高校生の留学支援を実施し、グローバル社会で活躍する人材の育成に取り組みます。

【県民生活部、教育局】

- 世界をリードする科学技術を生み出す人材の育成や、理科への関心を高める取組の実施など、将来の技術革新や社会に新たな価値を創り出す人材の育成を進めます。

【産業労働部、教育局】

---

<sup>32</sup> メキシコ州（メキシコ）、山西省（中国）、クイーンズランド州（オーストラリア）、オハイオ州（アメリカ）、フランデンブルグ州（ドイツ）と姉妹友好提携を結び、経済、環境、医療、教育など幅広い分野で交流を行っている。

## 基本目標Ⅱ 困難を有する子供・若者への支援

### 施策の方向性1 困難を有する子供・若者やその家族への支援

若年無業者（ニート）や、ひきこもり、不登校、障害、ヤングケアラー、経済的な困窮など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者に対して、家族も含め、個々の状況に応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。

また、様々な社会問題に共通する背景として指摘される孤独・孤立や、いくつかの困難が複合的にあられ複雑に絡み合っているケースに対応するため、関係機関の連携を図り、総合的な支援に取り組みます。

(施策)

#### (1) ニート、ひきこもり、不登校等の子供・若者への支援

- 若者自立支援センター埼玉において、若年無業者（ニート）などの職業的自立に悩みを抱える若者とその家族を対象として、専門的な助言や就労体験等を通して就労に向けた支援に取り組みます。

【産業労働部】

- ひきこもりに関する専門的な相談窓口を設置するとともに、家族を対象とした教室等を開催し、ひきこもりの問題を抱える本人や家族に助言や情報提供など適切な支援を行います。

【保健医療部】

- 不登校・いじめ等を解決するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や生徒指導重点校の指定など、教育相談体制の整備・充実に取り組みます。

また、「中一ギャップ<sup>33</sup>」の解消を図るため、小中一貫教育構築の支援に取り組みます。

【教育局】

<sup>33</sup> 子供たちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす状況。



- 進路、卒業に不安や悩みを抱える高校生と保護者、中途退学をした方を対象に「高校生活に関する相談会」を開催し、高校中途退学の防止と中途退学後のフォローアップに取り組みます。

【教育局】

## (2) 障害等のある子供・若者への支援

- 障害のある人もない人も共に生きる共生社会の実現に向けて障害者差別の解消に取り組むほか、障害や障害者についての県民の理解を深めるため、障害者週間などの普及啓発に取り組みます。

また、インクルーシブ教育システム<sup>34</sup>の構築に向けて、「心のバリアフリー<sup>35</sup>」と社会で自立できる自信と力を育むため、障害のある子供とない子供が共に学ぶことの普及や教育的ニーズに応じた多様な学びの場<sup>36</sup>の整備を進めます。

【福祉部、教育局】

- 発達障害総合支援センターを拠点として、発達障害の早期発見・早期支援を担う人材や身近な地域での専門性の高い人材の育成に取り組みます。

また、発達障害の診療・療育の拠点となる中核発達支援センター<sup>37</sup>や個別療育と親支援を行う地域療育センター<sup>38</sup>での診療・療育体制の強化を図ります。

さらに、19歳以上の発達障害者やその家族からの相談への適切な指導や助言、就労相談から職場定着まで総合的な支援に取り組みます。

【福祉部】

<sup>34</sup> 障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要となる。

<sup>35</sup> 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。

<sup>36</sup> 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった様々な学びの場。

<sup>37</sup> 医療型障害児入所施設に医師などを配置し、発達障害児の診療・療育を一貫して行う拠点施設。

<sup>38</sup> 発達障害の特性が気になる子供に対し、作業療法士等の専門職が個別療育と親の子育て支援を行う施設。

- 障害のある生徒の自立と社会参加を実現するため、企業や就労支援アドバイザーと連携しながら、特別支援学校の生徒の就労支援の充実を図ります。

また、障害者就業・生活支援センター<sup>39</sup>において、障害者の就業面や生活面での支援を一体的に行い、障害者の就業とその継続を進めます。

【福祉部、教育局】

- 多様であることを認め合う豊かな共生社会の実現を目指し、障害者による芸術・文化・スポーツ活動の発表や体験の場を創出するとともに、障害者による芸術・文化とスポーツの魅力発信に取り組みます。

【福祉部、県民生活部】

- 小児慢性特定疾病<sup>40</sup>により長期療養を要する児童の健全な育成を図るため、ピアカウンセリングなどの相談支援や日常生活に必要な生活用具の給付などの支援に取り組みます。

また、小児・AYA世代のがん患者等が将来子供を産み育てることができる可能性を温存するために要する負担を軽減します。

【保健医療部】

---

<sup>39</sup> 就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関で、県内には10か所設置されている。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて知事が指定した社会福祉法人やNPO法人が運営している。

<sup>40</sup> 児童福祉法に基づき、児童慢性疾病のうち国が指定する疾病。

### (3) 子供の貧困問題への対応

- 経済的な理由により、修学が困難な県内在住の高校生などに対して、奨学金の貸与や就学支援金等の支給により、教育費の負担軽減を図ります。

また、家庭の経済状況などが厳しく学力に課題を抱える児童が多く存在する学校を対象として、学力向上の支援に取り組みます。

【教育局】

- 生活困窮世帯の子供を支援するため、関係機関が連携し、学習支援、相談支援、高校進学・中退防止支援、就労支援など一人一人の課題に応じた支援を行います。

また、地域における子供たちの安心・安全な居場所の整備と、放課後や週末などに地域の多様な人材の参画によるプログラムの実施等に取り組みます。

【福祉部、教育局】

- ひとり親家庭の自立支援のため、母子・父子自立支援員による各種相談支援や就業支援を行います。

【福祉部】

- 児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付け、医療費の自己負担額の助成などにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。

【福祉部、保健医療部】

- 子供たちが生まれ育った環境に左右されることなく自分の夢や希望を実現できるよう、子ども食堂<sup>41</sup>などの子供の居場所づくりを推進するため、各地域で子供の居場所の立ち上げと安定的な運営を支援する「こどもの居場所づくりアドバイザー」を派遣します。

また、子供の居場所に体験活動や学習支援の講師を派遣します。

【福祉部】

- 貧困の連鎖解消に向けた社会貢献活動を主体的に行う団体・企業や個人で構成される「こども応援ネットワーク」を通して、SNSによる情報発信や、物資等の支援を行う企業・個人と子供の居場所のマッチングに取り組みます。

【福祉部】

#### (4) ヤングケアラーへの支援

- ヤングケアラーへの理解促進に当たって、学校及び教育機関に普及・啓発を行うとともに、ケアラー月間に集中的な広報・啓発活動を実施します。

また、福祉分野と教育分野の連携構築や、専門職、民間支援団体等への研修等を行い、地域における支援体制の構築を支援します。

【福祉部、教育局】

---

<sup>41</sup> 地域の人々が主体となり運営している、子供が一人でも安心して利用することができる、無料又は低額の食堂。食事を提供するだけでなく、子供の自己肯定感を育む場所として地域の方々の創意工夫により多様な形で展開されている。

#### (5) 特に配慮が必要な子供・若者への支援

- 若年層の自殺防止対策として、小学校4年生から高校生までの児童生徒を対象として、メッセージと相談窓口を記載したカードを配布するなど、自殺予防の啓発に取り組みます。

また、民間団体や関係機関との連携や活動費補助により、SNSや電話による相談事業に取り組みます。

【保健医療部】

- 父母の離婚等により生じる子の貧困問題に対応するため、離婚前後親支援の取組を行います。

【福祉部】

- 学校や市町村等のニーズに応じた帰国児童生徒等支援アドバイザーの派遣や、県立高校への多文化共生推進員の配置を行うほか、ポルトガル語やスペイン語、中国語、英語のニュースレターを発行して情報提供を行います。

また、日本語を母語としない子供たちのために、日本の高校進学について多言語で説明するガイダンスを開催します。

【県民生活部、教育局】

- グローバル人材育成センター埼玉において、外国人留学生の相談対応や県内家庭のホストファミリー研修会の実施、就職支援など、支援体制を整備します。

また、外国人総合相談センター埼玉において、外国人を対象とした多言語による電話相談や専門的な内容（出入国管理、雇用・労働、法律相談など）の対面相談を実施します。

【県民生活部】

- L G B T Qについての正しい理解が進むよう、県民や企業に対する啓発を実施するとともに、L G B T Q当事者やその家族からの相談を受ける専門相談窓口を設置します。

また、性の多様性の尊重について学校における意識啓発や理解促進、児童生徒に寄り添った相談体制の整備に取り組みます。

【県民生活部、教育局】

#### (6) 課題の複合性・複雑性を踏まえた支援の充実

- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者に対して、関係機関が連携して支援できるよう、市町村・支援団体等のネットワークの形成や支援者のスキルアップ、相談体制の充実を図ります。

【県民生活部】

- 生活困窮者のうち、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方を対象として、アウトリーチ<sup>42</sup>支援員を自立相談支援機関に配置し、自立を支援します。

また、アウトリーチ等に携わる人材の養成を図る研修等を実施します。

【県民生活部、福祉部】

---

<sup>42</sup> 積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

## (7) 子供・若者の被害防止・保護

### ① 児童虐待防止対策

- 児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、休日夜間に対応できる児童虐待専用の電話通告窓口を設置するとともに、子育てに悩みを抱える保護者や、子供本人からの相談に対して、SNSを活用した窓口を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行います。

また、啓発リーフレットの配布やオレンジリボン<sup>43</sup>の活用、児童虐待防止支援研修会の開催により、児童虐待防止に関する啓発活動を実施します。

【福祉部、教育局】

- ファミリーホーム設置の支援や里親制度の普及・啓発等に取り組みます。

また、児童養護施設<sup>44</sup>退所者等を対象として、支援の中核となる「退所児童等アフターケア事業所」を運営するとともに、退所者や施設入所児童への就労支援、大学等へ進学した者への低額な住居の提供、安定した生活基盤を築くための支援や就職に必要な資格取得のための資金の貸付など、総合的な自立支援を行います。

【福祉部】

### ② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

- 埼玉県青少年健全育成条例に基づき、子供・若者の犯罪被害を防止するため、青少年の非行・被害防止特別強調月間キャンペーン、青少年健全育成キャンペーンでの普及・啓発に取り組みます。

【県民生活部】

<sup>43</sup> 児童虐待の現状を広く知らせ、児童虐待を防止し、虐待を受けた子供が幸福になれるようにという気持ちを込めて、オレンジ色のリボンを広めていく市民運動。児童虐待防止推進月間（11月）には、国や各地方公共団体で啓発活動を実施している。

<sup>44</sup> 保護者のない児童、虐待されている児童等環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護するとともに、退所した者に対する相談等、自立のための援助を目的とする施設。

- ネットアドバイザー<sup>45</sup>を派遣し、保護者等に対し、インターネットにおける危険性や保護者の役割についての啓発に取り組みます。フィルタリング<sup>46</sup>サービスの利用など、インターネット上の有害情報から青少年を守るための方策の普及・啓発に取り組みます。

また、少年の非行防止及び規範意識の向上のため、市町村教育委員会や学校と連携したインターネットセキュリティ教室を実施します。

【県民生活部、警察本部】

- ネットいじめ・トラブルの未然防止を図るため、児童生徒のインターネット利用実態把握のためのサイトの監視を行い、必要な情報を市町村教育委員会、学校、児童生徒、保護者に発信するとともに、生徒自身が主体的に取り組む仕組みを構築します。

【教育局】

- 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、アイリスホットラインによる相談対応や、ワンストップ支援センターの支援体制強化など、犯罪被害者等支援に取り組みます。

【県民生活部】

---

<sup>45</sup> 県で養成・認定したアドバイザーで、主に小・中学校等に派遣してインターネットの危険性や保護者の役割について啓発する「子供安全見守り講座」の講師を務めている。

<sup>46</sup> インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス。



## 施策の方向性 2 非行防止と立ち直り支援

非行の未然防止や早期対応に取り組むとともに、再犯防止や立ち直り支援を地域における企業や団体等の協力を得て推進します。

(施策)

### (1) 非行防止の取組の推進

- 埼玉県青少年健全育成条例に基づき、深夜外出や有害情報に接する危険性などを青少年や保護者に啓発するほか、コンビニエンスストアやカラオケボックスなどへの立入調査や指導等に取り組みます。

学校が保護者、地域、警察等の関係機関と連携して児童生徒を対象とした非行防止教室を実施し、非行・問題行動等の予防・根絶を目指します。

生徒の非行・問題行動が深刻化している中学校からの要請に基づきスクール・サポーターを派遣し、教職員や保護者等と連携して学校の正常化に向けた支援を行います。

【県民生活部、教育局、警察本部】

- 青少年の非行を防止するため、青少年育成埼玉県民会議<sup>47</sup>が市町村や青少年育成推進団体<sup>48</sup>等と連携して実施する非行防止パトロール活動を積極的に支援し、地域ぐるみでの非行防止活動を推進します。

【県民生活部】

<sup>47</sup> 青少年の健全育成を図るため、青少年育成市町村民会議、青少年団体、青少年育成関係者などにより組織された民間団体。

<sup>48</sup> 青少年育成埼玉県民会議からの委嘱により、声かけ・あいさつ運動などを行っている地域の青少年育成ボランティア。

- 少年警察ボランティアや市町村の非行防止ボランティア、学校など関係機関と連携して街頭補導活動を積極的に推進し、少年の非行防止に取り組みます。

また、関係する業界団体の自主的な取組を積極的に促進するとともに県と業界団体との連携を強化し、青少年の健全育成に取り組みます。

【県民生活部、警察本部】

- 関係機関、事業者、青少年関係団体と連携し、20歳未満の喫煙・飲酒対策に取り組みます。

薬物乱用防止の啓発活動や保健所等における相談などを通じて、薬物乱用の未然防止を図ります。また、麻薬などの取扱施設に対する監視指導や危険ドラッグ<sup>49</sup>に係るインターネット監視などの取締りを徹底します。

学校における薬物乱用防止教室の開催などを通じて、薬物乱用防止教育の充実に取り組みます。

【県民生活部、保健医療部、教育局】

## (2) 立ち直りに向けた支援

- 少年相談や親子カウンセリングを通じて、非行などの問題を抱える少年の立ち直りを支援するとともに、非行少年の立ち直りに関する相談を実施し、保護者等の支援に取り組みます。

また、県内の企業や団体の協力により、非行少年が社会活動や就労等の体験を通して社会とのつながりを自覚する取組を実施するとともに、専門家等による講演、同じ悩みを持つ方と意見交換できる体験交流会を実施し、非行少年の立ち直りを促進します。

さらに、関係機関が連携して支援できるよう、支援団体間のネットワーク形成や支援者のスキルアップを図るほか、再非行防止に向けた地域の機運醸成を推進します。

【県民生活部、警察本部】

---

<sup>49</sup> 薬や覚醒剤ではないが、それらと同じような幻覚や興奮作用等の有害性が疑われる薬物。規制を逃れるために使用目的を芳香剤、ビデオクリーナー、研究用試薬、観賞用植物、ハーブ、お香などと偽り、インターネット等で販売されている。

- 再犯防止対策を推進するため、埼玉県再犯防止推進関係機関連絡会議を設置するとともに刑事司法関係機関と地域の社会資源をつなぐネットワークの構築を行います。

【福祉部】

## 基本目標Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備

### 施策の方向性 1 子供・若者の健やかな成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、子供・若者の安心・安全に成長できる居場所としてより良い環境となるよう、連携して取り組むとともに、有害環境の健全化に取り組みます。

(施策)

#### (1) 家庭、学校、地域等の連携の推進

##### ① 保護者等への積極的な支援

- 中学生・高校生等を対象とした「親になるための学習」及び親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を推進するとともに、「親の学習<sup>50</sup>」の指導者を養成します。

【教育局】

- 社会的養護の体制整備を進めるため、ファミリーホームの開設に当たっての整備費用の補助や、里親制度の普及・啓発、里親へのサポート、里親入門講座や研修等の開催による新たな人材確保に取り組みます。

【福祉部】

---

<sup>50</sup> 家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生等対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。

## ② 学校と地域の連携・協働

- 「学校応援団<sup>51</sup>」の活動の充実に向け、学習活動、安全確保、環境整備等のボランティアとして保護者や地域住民の参加を積極的に進めるとともに、学校以外の人的・物的資源を活用した実社会からの学びの充実を図るなど、学校・家庭・地域が一体となった子供の育成を支援します。

また、全県立学校で実施している学校自己評価<sup>52</sup>と学校関係者評価<sup>53</sup>により、学校の教育活動や学校運営の更なる改善・充実に取り組みます。

さらに、中学校の部活動に係る指導の充実や教員の負担軽減のため、部活動指導員の配置を促進し、教員の働き方改革<sup>54</sup>を推進します。

【教育局】

## ③ 地域全体で子供を育む環境づくり

- 幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点<sup>55</sup>などを活用し、子育てに関する相談や保護者の保育参加の実施、親子の交流の場の提供などにより、親としての育ちや子育てを支援します。

子育て援助を行いたい方と援助を受けたい方とをコーディネートし、地域での支え合いを調整するファミリー・サポート・センター<sup>56</sup>の運営費を助成し、市町村を支援します。

【福祉部】

---

<sup>51</sup> 学校における学習活動、安全確保、環境整備等について、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。

<sup>52</sup> 学校(教育活動を行う主体)が、授業をはじめとする学校の教育活動等の取組について教職員自身で評価を行うもの。

<sup>53</sup> 保護者・地域住民や学校評議員等の学校関係者が、授業をはじめとする学校の教育活動等の観察や意見交換等により、学校が自ら行った学校自己評価について、学校評価懇話会等において評価を行うもの。

<sup>54</sup> 働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革。

<sup>55</sup> 子育て中の孤立感、負担感を緩和するため、子育て親子の交流促進、育児不安に対する相談指導及び情報提供等、子育てに関する様々な援助活動を行う拠点。

<sup>56</sup> 市町村が設置する組織で、育児等の援助を受けたい会員と手助けをしたい会員で構成される。保育所への送迎や学童保育終了後に一時的に子供を預かるなど、会員同士による相互援助活動のあっせんを行う。

- 子供たちが生まれ育った環境に左右されることなく自分の夢や希望を実現できるよう、子ども食堂などの子供の居場所づくりを推進するため、各地域で子供の居場所の立ち上げと安定的な運営を支援する「こどもの居場所づくりアドバイザー」を派遣します。

また、子供の居場所に体験活動や学習支援の講師を派遣します。

【福祉部】

- 新たに放課後児童クラブ<sup>57</sup>を設置するため、新設や学校の余裕教室等を活用した改修整備を行う市町村や、放課後児童クラブでの児童の健全な育成を図る活動に取り組む市町村を支援します。

また、地域における子供たちの安心・安全な居場所の整備と、放課後や週末などに地域の多様な人材の参画によるプログラムの実施等に取り組みます。

【福祉部、教育局】

- 県内の森林や身近な緑を県民共有の財産として社会全体で支え、持続的な保全活用を進めるため、ボランティア団体等のみどりの担い手による県民参加・地域主体のみどりの保全と創出を促進する取組を支援します。

【環境部】

- 自然ふれあい施設やげんきプラザ等において、体験講座や自然体験活動、集団宿泊活動の機会を提供します。

農業体験活動を通じ、複合的な効果の発揮を目指す学校ファーム<sup>58</sup>の充実を図ります。

【環境部、農林部、教育局】

---

<sup>57</sup> 保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に提供される適切な遊び及び生活の場。

<sup>58</sup> 小・中学校に農園を設置し、児童生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることを狙いとした取組。

④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

- 自転車盗等生活に身近な犯罪の被害防止対策の普及・啓発を図るほか、防犯カメラ等防犯機器の整備により、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの支援に取り組みます。

また、犯罪から子供を守るため、SNS等を活用し、地域住民に対して、子供を対象とした犯罪や防犯対策に係るタイムリーな情報発信に取り組みます。

【県民生活部、警察本部】

⑤ 子供・若者育成支援を行う地域活動への支援

- 特定非営利活動促進基金（NPO基金）を活用し、NPO法人がSDGsの視点を持って取り組む地域課題解決の取組を支援します。

【県民生活部】

(2) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

- 埼玉県青少年健全育成条例に基づき、深夜外出や有害情報に接する危険性などを青少年や保護者に啓発するほか、コンビニエンスストアやカラオケボックスなどへの立入調査や指導等に取り組みます。

【県民生活部】

- 関係機関、事業者、青少年関係団体と連携し、20歳未満の喫煙・飲酒対策に取り組みます。

【県民生活部】

- 依存症の予防及び依存症についての正しい理解を普及するため、児童生徒を対象としたリーフレットの配布などの教育・啓発ツールの開発に取り組みます。

また、学校における薬物乱用防止教室の開催などを通して、薬物乱用の未然防止を図ります。

【保健医療部、教育局】

- 成年年齢引下げの円滑な実施と定着に向け、高校生向けの消費者教育のほか、消費相談窓口の周知等の取組を推進します。

【教育局】

### (3) インターネット対策の推進

- ネットアドバイザーを派遣し、保護者等に対し、インターネットにおける危険性や保護者の役割についての啓発に取り組みます。フィルタリングサービスの利用など、インターネット上の有害情報から青少年を守るための方策の普及・啓発に取り組みます。

また、サイバーパトロールや県民からの情報提供などに基づき、インターネット上に氾濫する違法・有害情報を把握し、事件化やプロバイダ等に対する削除等依頼により、違法・有害情報の排除に向けた取組を強化します。

【県民生活部、警察本部】



#### (4) 多様で柔軟な働き方の推進

○ 県内企業の働きやすい職場環境づくりを推進するため、テレワークや短時間勤務など多様な働き方<sup>59</sup>を実践し、従業員が働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を「多様な働き方実践企業」として認定します。

また、企業の男性育休取得を促進するため、モデル企業の取組を情報発信するとともに、社内研修の実施等に対して支援を行います。

さらに、仕事と生活の両立支援相談窓口において、仕事と介護、子育て、病気治療等との両立に悩む勤労者を対象に、電話等による相談に応じます。

また、相談員を企業に派遣し、両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などのアドバイスを行います。

【産業労働部】

○ テレワークをはじめとした働き方改革の取組により、時間・場所・雇用形態等にとらわれない新しい働き方を推進します。

【産業労働部】

---

<sup>59</sup> 労働者のニーズに応じて、時間・場所・雇用形態・兼業等が多様である働き方。具体的には、フレックスタイム制やテレワークにより、働く時間や場所の自由度が高まることで育児や介護との両立がしやすくなったり、副業が可能となることで所得の増加、キャリア形成のための資格取得やスキル向上が見込める。

## 施策の方向性 2 子供・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

専門人材による支援のほか、地域の身近な大人や子供・若者の同世代による活動など、それぞれの得意分野や知見等を生かし、多様な担い手が連携・協働しながら、子供・若者の成長を支える持続的な活動ができるよう支援します。

(施策)

### (1) 分野横断的な支援人材の育成

- 複合的な困難や課題を有する子供・若者支援に必要となる人材の育成と連携を図るため、教育、保健医療、福祉、雇用などの関係機関による埼玉県若者支援協議会<sup>60</sup>を開催します。

【県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、教育局、警察本部】

- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者に対して、分野横断的な支援人材を育成し関係機関が連携して効果的な支援を実施できるよう、支援者のスキルアップ研修会の開催や市町村・支援団体等のネットワーク形成を図ります。研修会の開催に当たっては、オンライン開催を積極的に取り入れます。

【県民生活部】

- 困難を有する子供・若者を総合的に支援するために、埼玉県若者支援協議会のサイト「埼玉若者支援ネット」等で、個別の相談機関の情報を提供し、支援機関相互の連携促進を図ります。

【県民生活部】

---

<sup>60</sup> 子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として設置した協議会。

## (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進

- 家庭、学校、地域、NPO、企業、大学等、地域の身近な大人や、当事者である子供・若者自身に至るまで、子供・若者を取り巻く多様な担い手による持続的な活動が可能となるよう支援します。

【企画財政部、県民生活部、福祉部、教育局、県警本部】

# 資料編

## 1 埼玉県青少年健全育成・支援プランにおける指標

基本目標Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな育成と自立支援					
No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
1	児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況	小学校 85.0% 中学校 86.1% (令和3年度)	小学校 100% 中学校 100% (令和9年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が設定した「規律ある態度」(各学年12項目)のうち、小学校2年生から中学校3年生までの8割以上が身に付けている項目の割合。</li> <li>子供・若者の健やかな育成の基盤となる「規律ある態度」が身に付いていることを示す数値であることから、この指標を選定。</li> </ul>	「規律ある態度」の全ての項目について、児童生徒の8割以上が達成できれば規律ある態度が身に付き、基本的な生活・学習習慣の改善が期待できることを踏まえ、目標値を設定。
2	県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合	5.8% (令和3年度)	3.9% (令和8年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者(有期雇用労働者及び臨時労働者)の割合。</li> <li>正規雇用を希望しながら、やむを得ず非正規雇用者として不安定な雇用形態で働く者を減少させることが、若者の自立につながることから、この指標を選定。</li> </ul>	令和元年度における全国平均値(3.9%)まで減少させることを目指し、目標値に設定。

基本目標Ⅱ 困難を有する子供・若者への支援

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
3	子ども・若者支援地域協議会（これに相当する体制を含む。）を設置している市町村の数	24市町 （令和4年度）	63市町村 （令和9年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を設置する市町村の数。</li> <li>関係機関等が行う子供・若者への支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることが、困難を有する子供・若者の支援の充実に寄与することから、この指標を選定。</li> </ul>	全ての市町村での設置を目指し、目標値を設定。
4	青少年の再非行（犯罪）防止活動に取り組む市町村の数	25市町村 （令和3年度）	63市町村 （令和9年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「社会を明るくする運動、青少年の非行・被害防止特別強調月間」に再非行（犯罪）の防止や非行等の問題を抱える青少年の立ち直り支援に向けたキャンペーン、講演会、広報啓発などを実施する市町村の数。</li> <li>地域における再非行（犯罪）防止の機運醸成に寄与することから、この指標を選定。</li> </ul>	全ての市町村での取組を目指し、目標値を設定。

基本目標Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
5	「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合	45.3% (令和3年度)	56.0% (令和9年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の「学校応援団」の推進に係る調査において「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合。</li> <li>学校と地域の連携・協働を進め、社会全体で子供を育てることが重要であり、学校応援団の活動を通して地域で子供を育てる意識を高めることが家庭・地域の教育力の向上に寄与することから、この指標を選定。</li> </ul>	5か年計画において令和8年度に54.0%を目標値として設定している。これに平成29年度から令和2年度までの伸び（年平均約2ポイント）を踏まえ、同等の伸びを維持することを目指し、目標値を設定。
6	子供の居場所の数	520か所 (令和3年度)	800か所以上 (令和8年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども食堂や無料塾、プレーパーク、多世代交流拠点などの子供の居場所の数。</li> <li>家庭でもない、学校でもない、第3の居場所である子供の居場所の重要性が高まっており、この数を増やすことが多様な担い手により子供の成長を支える持続的な活動の推進に寄与することから、この指標を選定。</li> </ul>	子供たちが歩いて通えるよう、公立小学校の数（令和3年度806校）を目安に、目標値を設定。

## 2 埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年条例第28号）

### 目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 県が行う施策（第九条―第十条）

第三章 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止（第十一条―第二十三条）

第四章 雑則（第二十三条の二―第二十七条）

第五章 罰則（第二十八条―第三十三条）

附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び県等の責務を明らかにし、県が行う施策を定めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長するように青少年を育成するものとする。

#### （定義）

第三条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八歳未満の者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- 三 図書等 図書、雑誌、絵画、写真、映写用フィルム、レコード並びに録音又は録画された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいう。
- 四 図書等取扱業者 図書等を販売し、若しくは貸し付け、又は客に図書等の閲覧をさせる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第六項第三号及び第五号に規定する営業を除く。）を行う者をい

う。

五 がん具等 がん具、刃物その他の器具類をいう。

六 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。

七 自動販売業者 自動販売機等を用いて図書等又はがん具等の販売又は貸付けを営む者をいう。

八 自動販売機等管理者 自動販売機等に図書等又はがん具等を収納し、及び除去する業務を行う者をいう。

九 興行 映画、演劇、音楽、演芸、見せ物等を公衆に見せ、又は聴かせることをいう。

十 利用カード等 風適法第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業等」という。）を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であつて、当該役務の提供される時間に応ずる対価を得て発行されるものをいう。

十一 有害役務営業 店舗型有害役務営業及び無店舗型有害役務営業をいう。

十二 店舗型有害役務営業 店舗を設けて役務を提供する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれのあるもののうち、次に掲げるもの（風適法第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。

イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業

ロ 専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業

ハ 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業

ニ 客に飲食をさせる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するもののうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 客に接する業務に従事する者が性的好奇心をそそるおそれがある衣服として規則で定めるものを着用するもの

(2) 青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを客に接する業務に従事する者が着用するもの

(3) 青少年が客に接する業務に従事していることを明示し、又は連想させる文字、数字その他の記号、映像、写真又は絵として規則で定めるものを当該営業を行う場所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの

十三 無店舗型有害役務営業 人を派遣して役務を提供する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれのあるもののうち、前号イからハまでに掲げるもの（風適法第二条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）をいう。



十四 有害役務営業者 有害役務営業を営む者をいう。

(県の責務)

第四条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な計画を策定し、国、他の都道府県及び市町村と密接に連携して、これを実施するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、相互に連携して、地域の青少年の健全育成に配慮し、次に掲げる活動を自主的かつ積極的に行うように努めるものとする。

- 一 青少年を取り巻く社会環境の浄化
- 二 青少年の社会参加の促進
- 三 青少年の規範意識高揚のための啓発

(保護者の責務)

第七条 保護者は、健全な環境の中で正しい愛情と知識をもって青少年を育成するとともに、青少年の健全な育成に関する講習に参加するように努めなければならない。

(青少年の努力)

第七条の二 青少年は、その発達段階に応じて、次代を担う者としての自覚に基づき、自主性及び責任感を持つとともに、豊かな心を育むように努めるものとする。

(施策等の公表)

第七条の三 知事は、毎年、青少年及び青少年を取り巻く社会環境の状況並びに青少年の健全な育成に関して講じた施策の内容を公表するものとする。

(条例の解釈適用)

第八条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

## 第二章 県が行う施策

### (施策の実施)

第九条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる施策を積極的に実施するものとする。

- 一 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助長
- 二 青少年の健全な育成に関する講習等による保護者の指導
- 三 青少年の健全な育成に関する県民の自主的な活動の促進
- 四 青少年の健全な育成を目的とする団体の活動に対する援助
- 五 青少年の健全な育成に携わる指導者の養成及び確保
- 六 青少年を取り巻く社会環境の浄化
- 七 青少年の非行の防止
- 八 青少年の活動の場としての施設の整備及びその利用の促進
- 九 青少年の健全な育成に関する調査、研究及び情報の提供
- 十 その他青少年の健全な育成を図るために必要な施策

### (推進体制の整備)

第九条の二 県は、市町村、事業者及び県民と連携して青少年の健全な育成を推進するために必要な体制を整備するものとする。

### (優良な図書等及び興行の推奨)

第十条 知事は、図書等又は興行で、その内容が青少年の健全な育成を図るため特に優良と認められるものを推奨することができる。

## 第三章 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止

### (有害図書等の指定及び売買等の禁止)

第十一条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

- 一 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- 二 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

三 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 次に掲げる図書等は、前項の規定により指定された図書等とみなす。

一 図書又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性的な行為で別表第一に掲げるもの（次号及び第十六条の二第二項において「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）を掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数の合計が二十ページ以上であるもの又は当該図書若しくは雑誌のページの総数の五分之一以上であるもの

二 録画された磁気テープ又は光ディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）の時間の合計が三分以上であるもの又は当該場面の数が二十以上であるもの

3 何人も、青少年に対し、第一項の規定により指定された図書等（前項の規定により指定されたものとみなされる図書等を含む。以下「有害図書等」という。）を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せてはならない。

（有害図書等の陳列の制限等）

第十一条の二 図書等取扱業者は、前条第一項各号のいずれかに該当すると認められる図書等を青少年に閲覧等がされないように管理しなければならない。

2 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、他の図書等と区分し、かつ、有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧をしようとする者の見やすい箇所に、青少年の有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧を禁止する旨を表示しなければならない。

3 知事は、図書等取扱業者が前項の規定に違反して区分せず、又は表示しないで有害図書等を陳列していると認めるときは、当該図書等取扱業者に対し、同項の規定による区分又は表示をすべきことを命ずることができる。

（有害がん具等の指定及び売買等の禁止）

第十二条 知事は、がん具等の構造等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該がん具等を青少年に有害ながん具等として指定することができる。

一 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

二 青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 専ら性的な行為の用に供する器具類であつて、別表第二に掲げるものは、前項の規定により指定されたがん具等とみなす。

3 何人も、青少年に対し、第一項の規定により指定されたがん具等（前項の規定により指定されたものとみなされるがん具等を含む。以下「有

害がん具等」という。)を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は所持させてはならない。

4 何人も、青少年に対し、有害がん具等（第一項第二号に係るものを除く。）を見せ、又は触れさせてはならない。

（図書等又はがん具等の自動販売機等の設置等の届出）

第十二条の二 図書等又はがん具等の自動販売機等を設置しようとする者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を設置する日の十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 自動販売機等の設置場所

三 自動販売機等管理者の氏名及び住所

四 自動販売機等の設置場所を提供する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号（第二号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該自動販売機等の設置を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（自動販売機等管理者の設置）

第十三条 自動販売業者は、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、自動販売機等管理者を置かなければならない。

（自動販売業者等の表示）

第十三条の二 自動販売業者は、規則で定めるところにより、自動販売機等に第十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項を表示しなければならない。

（自動販売機等への有害図書等及び有害がん具等の収納の禁止等）

第十四条 自動販売業者及び自動販売機等管理者は、有害図書等又は有害がん具等を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売業者及び自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書等又はがん具等が有害図書等又は有害がん具等になつたときは、当該図書等又はがん具等を直ちに自動販売機等から除去しなければならない。

3 自動販売機等の設置場所を提供する者は、第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認められる図書等又は第十二条第一項各号のいずれかに該当すると認められるがん具等を自動販売機等に収納させないように努めなければならない。

（自動販売機等に関する適用除外）

第十五条 第十二条の二から前条までの規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から図書等又はがん具等の購入又は借受けをすることができない場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

(有害興行の指定及び入場の禁止)

第十六条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

2 前項の規定により指定された興行を行う者は、当該興行を行う場所に青少年を客として入場させてはならない。

3 第一項の規定により指定された興行を行う者は、当該興行を行う場所に入場しようとする者の見やすい箇所に、青少年の入場を禁止する旨を表示しなければならない。

(有害広告文書の指定及び配布等の禁止等)

第十六条の二 知事は、広告文書（散らしその他の営業の広告に関する印刷物をいう。以下同じ。）の内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該広告文書を青少年に有害な広告文書として指定することができる。

2 広告文書であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）を掲載するものは、前項の規定により指定された広告文書とみなす。

3 広告文書の広告主又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「広告主等」という。）は、第一項の規定により指定された広告文書（前項の規定により指定されたものとみなされる広告文書を含む。以下「有害広告文書」という。）を青少年に配布してはならない。

4 広告主等は、有害広告文書を戸別に頒布してはならない。ただし、青少年以外の者を名あて人とした封書で頒布する場合その他青少年が有害広告文書を容易に見るおそれのない方法で頒布する場合については、この限りでない。

5 知事は、広告主等が前二項の規定に違反して有害広告文書を配布し、又は頒布していると認めるときは、その者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができる。

(有害広告物に対する措置)

第十七条 知事は、広告物（看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に表示され、又は掲出されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。）の内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該広告物を表示し、掲出し、又は管理する者に対し、その内容の変更又は除去を命ずることができる。

2 前項の規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から見えない場所に表示し、又は掲出

されている広告物については、適用しない。

(利用カード等の売買等の禁止)

第十七条の二 何人も、青少年に対し、利用カード等を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用カード等に記載された店舗型電話異性紹介営業等を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を教えてはならない。

(自動販売機等への利用カード等の収納の禁止)

第十七条の三 利用カード等を販売する営業を営む者は、利用カード等を自動販売機等に収納してはならない。

2 前項の規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から利用カード等を購入することができない場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

(有害役務営業者の禁止行為)

第十七条の四 店舗型有害役務営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 青少年を客に接する業務に従事させること。
- 二 青少年を営業所に客として立ち入らせること。

2 無店舗型有害役務営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 青少年を客に接する業務に従事させること。
- 二 受付所（第三条第十二号イからハまでに規定する役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。）を設けて営む場合にあつては、青少年を受付所に客として立ち入らせること。
- 三 青少年を客とすること。

(有害役務営業に係る勧誘行為等の禁止)

第十七条の五 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
- 二 青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘すること。
- 三 青少年に対し、有害役務営業に係る広告又は宣伝の用に供される文書、図画その他の物（第六号において「宣伝文書等」という。）を頒布すること。
- 四 有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。

五 有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させること。

六 宣伝文書等を青少年に頒布させること。

(有害役務営業に係る青少年の立入禁止表示等)

第十七条の六 有害役務営業者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立入りを禁止する旨の表示をしなければならない。

一 店舗型有害役務営業 営業所

二 無店舗型有害役務営業 (受付所を設けて営むものに限る。) 受付所

2 有害役務営業者は、当該有害役務営業につき広告又は宣伝をするときは、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

一 店舗型有害役務営業 営業所への青少年の立入りを禁止する旨

二 無店舗型有害役務営業 青少年が無店舗型有害役務営業の客となることを禁止する旨及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあつては、受付所への青少年の立入りを禁止する旨

(有害役務営業に係る従業者名簿)

第十七条の七 有害役務営業者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所ごとに、規則で定めるところにより、従業者名簿を備え、これに当該有害役務営業に係る業務に従事する者の氏名、生年月日及び住所その他の規則で定める事項を記載しておかなければならない。

一 店舗型有害役務営業 営業所

二 無店舗型有害役務営業 事務所 (事務所のない者にあつては、住所。第二十六条第一項第六号において「事務所」という。)

(有害役務営業者に対する命令)

第十七条の八 知事は、有害役務営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該有害役務営業に関し第十七条の四から前条までの規定に違反したときは、当該有害役務営業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、有害役務営業者が、前項の規定による命令に違反したときは、当該有害役務営業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。

(金銭貸付け等の禁止)

第十八条 質屋（質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する質屋をいう。以下同じ。）は、物品（同条第一項に規定する物品をいう。）を質に取つて青少年に金銭を貸し付けてはならない。

2 古物商（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第三項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、古物（同条第一項に規定する古物をいう。以下同じ。）を青少年から買い受け、青少年を相手として交換し、又は青少年から古物の売買若しくは交換の委託を受けてはならない。

3 貸金業（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業をいう。以下同じ。）を営む者は、青少年に対し、金銭の貸付け又は金銭の借入れの媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の受入れの媒介を含む。）をしてはならない。

4 前三項の規定は、当該青少年が親権を行う者又は後見人の同意を得たと認められるときは、適用しない。

(着用済み下着等の買受け等の禁止)

第十八条の二 何人も、青少年から着用済み下着等（着用した下着又はだ液若しくはふん尿（これらに該当すると称したものを含む。）をいう。以下同じ。）を買い受け、又は売却の委託を受けてはならない。

2 何人も、青少年に対し、着用済み下着等を販売してはならない。

(勧誘行為の禁止)

第十八条の三 何人も、青少年に対し、次の行為を行つてはならない。

一 着用済み下着等を売却するように勧誘すること。

二 性風俗関連特殊営業（風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するように勧誘すること。

三 接待飲食等営業（風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第一項第一号に該当する営業をいう。）の客となるように勧誘すること。

(淫らな性行為等の禁止)

第十九条 何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。



2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(入れ墨の禁止)

第十九条の二 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第十九条の三 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一条の四第一項及び第五項第二号において同じ。）その他の記録をいう。第二十九条第三号において同じ。）の提供を求めてはならない。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第二十条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

一 淫らな性行為又はわいせつな行為

二 暴行又は脅迫

三 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の使用

四 トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、充填料若しくは塗料の不健全な使用

五 賭博

六 喫煙又は飲酒

七 第十八条の二第一項に規定する行為

八 第十九条の二に規定する行為

(深夜に外出させる行為の制限)

第二十一条 保護者は、深夜（午後十一時から翌日の午前四時までの間をいう。以下同じ。）に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 保護者以外の者は、保護者の委託を受けず、又は承諾を得ないで、深夜に青少年を外出させてはならない。

3 深夜に営業を行う者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(深夜における施設への入場の禁止)

第二十一条の二 次に掲げる営業を行う者（次項において「営業者」という。）は、当該営業を行う施設に深夜において青少年を客として入場させてはならない。

一 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱をさせる営業

二 個室を設け、当該個室において客に図書等の閲覧を行わせる営業（風適法第二条第六項第三号に規定する営業を除く。）又はインターネットの利用を行わせる営業

2 営業者は、深夜において営業を行う場合は、当該営業を行う施設に入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜における青少年の入場を禁止する旨を表示しなければならない。

(インターネットの利用の制限)

第二十一条の三 保護者及びインターネットを利用することができる端末装置を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報（次条第二項において「有害情報」という。）を青少年に閲覧、書き込み又は掲載をさせないように努めなければならない。

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧の制限)

第二十一条の四 保護者は、次に掲げる場合において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下この条において「法」という。）第十五条ただし書の規定によりフィルタリングサービス（法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出又は法第十六条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面（規則で定める方法による申出をする場合においては、電磁的記録に代えることができる。第三項及び第四項において同じ。）を携帯電話インターネット事業者等（法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 青少年が携帯電話インターネット接続役務（法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結する場合

- 二 青少年を携帯電話端末等（法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の使用者とする携帯電話インターネット接続業務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を保護者が締結する場合
- 2 携帯電話インターネット事業者等は、前項各号に規定する契約（当該契約の内容を変更する契約にあつては、同項の書面が提出される場合に限る。）を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が有害情報の閲覧をする可能性があることその他の規則で定める事項を記載した説明書を交付しなければならない。
- 3 携帯電話インターネット事業者（法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続業務提供事業者をいう。）は、第一項各号に規定する契約を締結する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続業務を提供することができる。
- 4 携帯電話インターネット事業者等は、第一項各号に規定する契約の締結に当たり、特定携帯電話端末等（法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）を販売する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、当該特定携帯電話端末等について、フィルタリング有効化措置を講じないことができる。
- 5 第三項又は前項に規定する場合において、携帯電話インターネット事業者等は、第一項各号に規定する契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、次に掲げるいずれかを保存しなければならない。
- 一 第一項の書面又はその写し
  - 二 第一項の書面（電磁的記録を含む。次号において同じ。）が記録された規則で定める記録媒体（次号において「記録媒体」という。）
  - 三 前二号に掲げるもののほか、第一項の書面に記載された事項（規則で定める事項に限る。）が記載され、若しくは記録された他の書面又は記録媒体
  - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定めるもの
- 6 保護者は、前条の趣旨にのつとり、法第十四条の規定による携帯電話インターネット事業者等の説明を聴くように努めるとともに、その監護する青少年（第一項第一号に規定する契約を締結する者又は現に使用している特定携帯電話端末等を他の特定携帯電話端末等に変更して使用するための手続をする者に限る。）に対する当該携帯電話インターネット事業者等の説明が円滑に行われるよう当該携帯電話インターネット事業者等への協力に努めなければならない。
- 7 知事は、携帯電話インターネット事業者等が第二項、第三項、第四項又は第五項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 8 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務の提供を受けている、又は特定携帯電話端末等へのフィルタリング有効化措置を講じていないと認められる青少年の保護者に対し、報告又は資料の提示を求めることができる。
- 9 知事は、第七項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット事業者等が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 10 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 11 県は、法第十四条及び第二項の規定による携帯電話インターネット事業者等の説明等が円滑かつ適切に行われるよう普及啓発等によりその取組に協力するとともに、前条の趣旨を踏まえ、保護者及び青少年、関係事業者その他青少年の健全な育成に取り組むものに対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(遊技場における非行の防止)

第二十二條 テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業（風適法第二条第一項第四号に規定する営業を除く。）又は第二十一条の二第一項各号に掲げる営業を行う者及びこれらの営業を行う場所を管理する者は、当該場所において、青少年が喫煙、飲酒その他の非行をしないようその防止に努めなければならない。

(旅館業等を営む者の届出)

第二十三條 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業をいう。）、住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業をいう。）又は住宅宿泊管理業（同条第六項に規定する住宅宿泊管理業をいう。）を営む者は、同伴の保護者がなく、かつ、その行動に明らかに不審な点があると認められる青少年が客として宿泊した場合は、速やかに警察官に届け出るように努めなければならない。

#### 第四章 雑則

(県民の申出)

第二十三條の二 県民は、第十条の規定による推奨、第十一条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第十六条の二第一項の規定による指定又は第十一条の二第三項、第十六条の二第五項、第十七条第一項若しくは第十七条の八第一項の規定による命令をすべき旨を知事に申し出ることができる。

(推奨及び指定の告示等)

第二十四条 第十条の規定による推奨及び第十一条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定による指定は、埼玉県報に告示することにより行うものとする。

2 知事は、前項の推奨又は指定をしたときは、その旨を規則で指定する新聞に掲載するものとする。

(審議会への諮問)

第二十五条 知事は、次に掲げる場合は、埼玉県青少年健全育成審議会（以下この条において「審議会」という。）に諮問しなければならない。ただし、第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる場合において、緊急を要し、審議会を招集するいとまがないときは、その限りでない。

一 第十条の規定により推奨をしようとするとき。

二 第十一条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定により指定をしようとするとき。

三 第三条第十二号ニ(1)から(3)まで、第十一条の二第二項又は第二十一条の四第一項若しくは第二項の規則を定めようとするとき。

四 第十一条の二第三項、第十六条の二第五項、第十七条第一項又は第十七条の八第一項若しくは第二項の規定により措置を命じようとするとき。

五 第二十一条の四第七項の規定により勧告をしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により、審議会に諮問しないで推奨、指定、命令又は勧告をしたときは、審議会にその旨を通知しなければならない。

(立入調査)

第二十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

一 図書等又はがん具等の販売又は貸付けを営む場所

二 興行を行う場所

三 利用カード等の販売を営む場所

四 質屋、古物商又は貸金業を行う者の営業所

五 店舗型有害役務営業の営業所

六 無店舗型有害役務営業の事務所、受付所又は待機所（客の依頼を受けて派遣される第三条第十二号イからハマまでに規定する役務を行う者を

待機させるための施設をいう。)

七 第二十一条の二第一項各号に掲げる営業を行う場所

八 インターネットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所

九 携帯電話インターネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場

十 テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業（風適法第二条第一項第四号に規定する営業を除く。）  
を行う場所

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第五章 罰則

（罰則）

第二十八条 第十九条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十八条の二 第十七条の八第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条の三 第十七条の四第一項又は第二項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条の四 第十九条の二の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第三項、第十二条第三項若しくは第四項、第十三条、第十四条第一項若しくは第二項、第十六条第二項、第十七条の二、第十七条の三第一項、第十七条の五（第三号に係る部分を除く。）、第十八条第一項、第二項若しくは第三項、第十八条の二、第十八条の三、第十九条第二項、第二十条、第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項の規定に違反した者

二 第十一条の二第三項、第十六条の二第五項又は第十七条第一項の規定による命令に違反した者

三 第十九条の三の規定に違反して、次に掲げる行為を行つた者

イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

第二十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の七の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第二十六条第一項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条の二の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

三 第十六条第三項、第十七条の六又は第二十一条の二第二項の規定に違反した者

第三十一条 第十一条第三項、第十二条第三項若しくは第四項、第十六条第二項、第十七条の二、第十七条の四第一項若しくは第二項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）、第十七条の五（第三号に係る部分を除く。）、第十八条第一項、第二項若しくは第三項、第十八条の二、第十八条の三、第十九条第一項若しくは第二項、第十九条の二、第二十条、第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第二十八条から第二十九条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

（両罰規定）

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十八条から第三十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（罰則の適用除外）

第三十三条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和五十八年十月一日から施行する。  
(既設の図書等自動販売機に係る適用)
- 2 この条例の施行の際現に設置されている図書等の自動販売機に係る第十三条第二項前段及び第三項の適用については、これらの規定中「当該置いた日」又は「その設置の日」とあるのは、それぞれ「この条例の施行の日」とする。  
(埼玉県青少年愛護条例の廃止)
- 3 埼玉県青少年愛護条例（昭和三十五年埼玉県条例第五十一号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。  
(経過措置)
- 4 旧条例第六条第一項の規定によりされた指定はこの条例第十一条第一項又は第十六条第一項の規定によりされた指定と、旧条例第七条の規定によりされた命令はこの条例第十七条第一項の規定によりされた命令と、旧条例第十一条第二項の規定によりされた指定はこの条例第十二条第一項の規定によりされた指定とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)
- 6 執行機関の附属機関に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の表埼玉県青少年愛護審議会を次のように改める。

埼玉県青少年健全育成審議会	知事の諮問に応じ、青少年の健全育成に関する重要事項を調査審議する。
---------------	-----------------------------------

附 則（昭和五十八年十月十二日条例第三十七号）  
この条例は、昭和五十八年十一月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年十二月二十五日条例第四十七号抄）  
(施行期日)

- 1 この条例は、風俗営業等取締法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十六号）の施行の日（昭和六十年二月十三日）から施行する。



附 則（平成二年十月十七日条例第四十二号）

- 1 この条例は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二十一条の二第一項の規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても埼玉県青少年健全育成審議会に諮問することができる。

附 則（平成四年三月三十日条例第十一号）

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十九日条例第四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成八年七月一日から施行する。  
（図書等又はがん具等の自動販売機等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に図書等又はがん具等の自動販売機等を設置している者については、その者を改正後の埼玉県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第十二条の二第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該自動販売機等を設置する日の十日前までに」とあるのは、「埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（平成八年埼玉県条例第四号）の施行の日から一月以内に」とする。  
（テレホンクラブ等に関する経過措置）
- 3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等を営んでいる者については、その者を改正後の条例第十七条の二第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該営業を開始する日の十日前までに」とあるのは、「埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（平成八年埼玉県条例第四号）の施行の日から一月以内に」とする。
- 4 前項に規定する者の当該テレホンクラブ等については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から一月を経過する日（その日以前に同項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第十七条の二第一項の規定による届出をした場合にあつては、その届出をした日）までの間は、改正後の条例第十七条の三第一項の規定は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現に改正後の条例第十七条の三第一項に規定する区域内においてテレホンクラブ等を営んでいる者が第三項の規定により

読み替えて適用される改正後の条例第十七条の二第一項の規定により施行日から一月以内に届出をした場合においては、当該届出に係るテレホンクラブ等については、施行日から二年間は、改正後の条例第十七条の三第一項の規定は、適用しない。

- 6 第三項に規定する者（前項に規定する者を除く。）が第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第十七条の二第一項の規定により施行日から一月以内に届出をした場合においては、当該届出に係るテレホンクラブ等を営む者は、改正後の条例第十七条の三第二項の規定の適用については、同条第一項の規定の適用の際現に改正後の条例第十七条の二第一項の規定による届出をして当該テレホンクラブ等を営んでいる者とみなす。

（利用カード等の自動販売機等に関する経過措置）

- 7 この条例の施行の際現に利用カード等が収納されている自動販売機等については、施行日から六月間は、改正後の条例第十七条の八第一項の規定は、適用しない。

附 則（平成八年十月十八日条例第三十八号）

この条例は、平成九年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年十月十九日条例第五十号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成十一年十月規則第九十号で、同十一年十一月一日から施行）

附 則（平成十二年三月二十四日条例第五号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年十二月二十八日条例第七十八号）

（施行期日）

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施行の日（平成十四

年四月一日) から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした改正前の埼玉県青少年健全育成条例(以下「旧条例」という。)第十七条の五第二項の指示又は同条例第十七条の六第一項各号のいずれかに該当する行為に係る営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止すべき旨の命令については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為並びに旧条例第十七条の六第一項又は第二項の規定による命令及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に関しこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成十六年十月十五日条例第五十五号)

- 1 この条例は、平成十七年二月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第十一条の二第二項の規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても埼玉県青少年健全育成審議会に諮問することができる。

附 則(平成十九年十月九日条例第五十三号)

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日から施行する。

附 則(平成二十年十二月二十四日条例第六十二号)

- 1 この条例は、平成二十一年二月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に店舗型異性紹介営業を営んでいる者については、その者を改正後の第十七条の四第一項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該営業を開始する日の十日前までに」とあるのは、「埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(平成二十年埼玉県条例第六十二号)の施行の日から一月以内に」とする。

附 則(平成二十二年三月三十日条例第十一号)

- 1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二十一条の四第一項及び第二項の規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても埼玉県青少年健全育成審議会に諮

問することができる。

附 則（平成二十二年十月十九日条例第四十五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした改正前の埼玉県青少年健全育成条例（次項において「旧条例」という。）第十七条の八各号のいずれかに該当する行為に係る店舗型異性紹介営業の全部又は一部を停止すべき旨の命令については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為並びに旧条例第十七条の八の規定による命令及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に関しこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年十二月二十五日条例第六十一号）

この条例は、平成二十五年二月一日から施行する。

附 則（平成二十五年六月二十九日条例第三十七号）

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十五日条例第六十九号）

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日条例第九号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十一条の四第一項の改正規定（「第十七条第一項ただし書」を「第十五条ただし書」に改める部分に限る。） 公布の日

二 第二十三条の改正規定 平成三十年六月十五日

附 則（平成三十年十月十六日条例第三十四号）

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十九条の二の次に一条を加える改正規定、第二十一条の四第一項の改正規定及び第二十九条に一号を加える改正規定は、平成三十年十二月一日から施行する。
- 2 改正後の第三条第十二号ニ(1)から(3)までの規則の制定については、知事は、この条例の施行前においても埼玉県青少年健全育成審議会に諮問することができる。

附 則（令和二年七月七日条例第三十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日条例第九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に婚姻をし、民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項の規定により当該婚姻の時に成年に達したものとみなされた者については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際に十六歳以上十八歳未満の者であって、改正法附則第三条第二項の規定により婚姻をし、同条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされたものについては、なお従前の例による。

別表第一（第十一条関係）

- 一 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態
  - イ 大たい部を開いた姿態
  - ロ 陰部又はでん部を誇示した姿態
  - ハ 性行為を連想させる姿態

- ニ 排せつの姿態
- ホ 緊縛された姿態
- 二 性的な行為
  - イ 男女間の性行為
  - ロ 同性間の性行為
  - ハ 自慰の行為
  - ニ 強姦（かん）その他の陵辱行為
  - ホ 変態性欲に基づく行為

別表第二（第十二条関係）

- 一 性器の形状又はこれに著しく類似する形状をしている器具類
- 二 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する器具類

### 3 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）

#### 目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）

第四章 削除

第五章 罰則（第三十四条）

附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

## 第二章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）



第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（国民の理解の増進等）

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

（社会環境の整備）

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（意見の反映）

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（子ども・若者総合相談センター）

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

（関係機関等による支援）

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（関係機関等の責務）

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

（人材の養成等）

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。  
（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第四章 削除

第二十六条から第三十三条まで 削除

#### 第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が同法第八条第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八条第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。